

令和2年9月29日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	松	林		聡
市	民	橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
保	険	寺	山	理	津
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
農	林	下	村	浩	信
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環	境	田	代		章
教	育	山	崎	公	和
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					

令和2年9月29日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和2年9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	13 福 井 正	1. 鹿島市の水害対策について (1)水害被害状況について (2)排水機場運行について (3)農業用ため池の状況について (4)土砂災害対策について (5)令和2年7月水害時の避難状況について 2. 鹿島市の新型コロナウイルス感染症対策について (1)新型コロナウイルス感染者への人権侵害問題について (2)新型コロナウイルス感染症が産業に及ぼした影響と対策について (3)新型コロナウイルス感染症が疑われる時の市民の対応について
2	14 松 尾 征 子	1. 消費税増税、新型コロナウイルス感染症、豪雨、猛暑、台風などによる大幅収入減の対策について 2. 鹿島市に保健所がないので、PCR検査センターを設置できないか。 3. 災害時避難場所の確保の問題について 4. 子供たちの学びの場の確保と新型コロナウイルス感染拡大防止のために少人数学級の実現と教職員の加配について 5. 鹿島市役所内にあった「佐賀銀行ATM」について
3	4 杉 原 元 博	1. 7月豪雨の被害状況と対策について (1)被害状況（農地・農業用施設・道路・家屋等）について (2)今後の復旧について (3)災害対策本部設置について (4)コロナ禍での避難場所、避難状況について (5)今後の災害対策について 2. ICT活用教育について (1)学校教育の現場では、どのように変わっていくのか。 (2)具体的にどのような教育効果、成果が得られるのか。 (3)コロナ禍で一気に注目度が高まった遠隔教育について (4)新たな教育の実現に向けたGIGAスクール構想について (5)今後のICT活用教育の進め方について

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

おはようございます。13番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問はいわゆる災害対策と新型コロナ対策でございます。

猛烈な台風10号が鹿島も襲いました。多大な被害もありまして、お一人の方がお亡くなりになりました。心よりお悔やみを申し上げます。また、お二人の方がけがをなされましてお見舞いを申し上げます。

令和2年はコロナウイルス感染症の蔓延で経済への打撃も大きく、GDP27%ものマイナスになるなど、様々な影響をもたらしております。9月28日現在でございますが、コロナウイルスの感染症者日本で8万2,503人、亡くなられた方1,560人となっております。世界を見ますと、100万人に迫る死者数となっております。

7月の集中豪雨では、崖崩れや土砂崩れ、多数の床下浸水などの被害が鹿島市でも発生いたしました。コロナ禍はまだ続くそうでございますし、今年秋から冬にかけて感染が拡大するとの専門家の意見もあります。安全なウイルスワクチンの完成と治療薬の早期完成に期待をし、早期な収束を願っております。

まず、鹿島市の水害について質問いたします。

鹿島市の水害被害の状況、今把握しておられる状況はどのようなことになっているか、まず、質問いたします。

次に、排水ポンプ場の運行がどういう基準でなされているのかについて教えていただきたいと思っております。

令和元年度決算で鹿島市高津原の西堤の補修は終了いたしましたけれども、その他の農業用ため池の地震対応補強の状況を教えていただきたいと思っております。

次に、鹿島市で土砂崩れや崩落被害が発生いたしました。鹿島市では崖崩れ対策として現在どのような状況になっているのかについて質問をいたします。

次に、鹿島市の新型コロナ感染症対策についてでございます。

新型コロナ感染者に対する人権侵害対策について質問いたします。

今日現在まだ鹿島市では新型コロナウイルス感染症は発生いたしておりませんが、いつ感染が発生してもおかしくない状況も想定しておかねばならないと思います。例えば、発熱が続く、味覚に異常があるなどの感染を疑えるような状態になった方は、その後どのような行動を取られたらいいのかについて質問いたします。

次に、鹿島市ホームページ令和2年5月1日付でございますけれども、樋口市長の「人権の配慮についてお願い」という文書が掲載されておりました。鹿島市ではいまだ新型コロナウイルス感染症は発生しておりませんが、岩手県のことでございますが、ずっと発生していなかったんでございますけれども、発生した途端に感染された方へのバッシングや感染者特定の動き、差別的行動が発生いたしました。また、医療関係者の方へのバッシングも発生しております。鹿島市でも発生した場合、同じようなことが起こり得ると考えられます。これらのバッシングなど人権侵害を防ぐために、改めて市長のお考えをこの議場から発信されたほうがよいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

次に、新型コロナウイルス感染症が鹿島市の観光業に及ぼした影響について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は鹿島市でも飲食業をはじめ様々な業種に影響を及ぼしています。その中でも観光業の影響は多大なものになっております。観光業に対する支援策としてどのようなことをお考えになっているのかについて質問いたします。

鹿島市の新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避ける、手洗いの励行、マスク着用などの提案がされ、ほとんどの市民が励行されておられます。鹿島市でいまだ発生していないということは市民の皆様の努力のおかげだと思います。ただ、発熱やせきが続く、味覚異常などのコロナを疑わせる症状の場合、私たちはどのように行動すればいいのか。例えば、保健所に相談をすればいいのか、かかりつけ医に相談したのがいいのかを教えてください。

次に、鹿島市で新型コロナウイルスが発生したとしたら、鹿島市としての対応はどのようにされるのかについて質問いたします。

以上で総括の質問を終わります。続きは一問一答でさせていただきます。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

それでは、幾つか質問ございましたけれども、御指名があったことと私からお話をしたほうがいだろうと思うことが1点ございましたので、お答えをしたいと思います。

まずは、冒頭お話がございましたように、私たちのまちでまだ感染者が一人も出ていない。いろんなところでお話ししますと、何か特別なことをしよっとですかとかいろんなことを聞かれますが、正直言って、これは私自身の判断で申し上げますと、市民の皆さんの大変な気配り、それから、感染予防する対策をしっかりとやっていただいている、そういうことが原因だと思いますので、そのことについては心から感謝をしたいと思っております。

まず、その段階と申しますか、現時点で大切なことは、お話がございましたように、3密を避ける等々できることをやっていただく、そして、お願いをしたいのは、正しい情報に基づいて行動していただく、根拠のないうわさ、実は多少出始めたりしたこともあったんですけども、それが回りますと、時間と人の経過によってはそれがあたかも真実であるかのごとくになってしまうという心配がございます。そうすると、迷惑を被る人が大勢出てくるということですから、繰り返しますけれども、正しい情報なりに基づいて行動をしていただくということが大切ではなかろうかと思っております。

そして、そんなことがあってはいけないし、全く歓迎しないわけですがけれども、万一感染が疑われるということがございましたら、速やかに自分のかかりつけの病院とか、保健所とか、市役所にも保健センターございますから、ぜひどうすればいいんでしょうかねと相談をまずしていただきたい。そうすると、そのときの状況で、いろんなお答え、対応すると思います。むしろそういうときに私自身が心配をいたしますのは、余計な心配りをして一人で抱え込んでしまう、人に言えないとか、そういう行動を取っていただくということが一番あっては困る対応でございます。なぜかという、2つあるんですね。1つは、そういうことをやっていると、重症化していく。こんな病気でございますから、自分が頑張ったら治るわけではないので、すぐ何らかの必要な手当てをしないといけない。これは自身のためにやらないといけない。もう一つは、恥ずかしい、ちやがつかけん言わんでいっちょこう、何て言われるか分からん、そういうことにあまりに気をお遣いになりますと、感染がかえって拡大をして地域全体の汚染につながっていく。この2つが心配されますので、そういう状態になったなと思われたら、すぐいろんなところと相談をされて、機関はございますから、ぜひやっていただきたい。

ただ、お話がございましたように、県内で残っているという、ちょっと言い方は悪いんですけども、感染が発生していないのは鹿島と太良ということになっております。太良の町長さんともこの話をするんですけども、特別に何か対策を講じているわけじゃない、市民、町民が頑張るとっとうらやうねということしかないんですから、したがって、それに期待をしたいと思っております。

ただ、お話がございましたように、現状はそこまで来ている、あるいはどこにいるか分からん。実は鹿島にもコロナのウイルスは来ているかもしれん。見えないから分からないんですよ。したがって、いつ発生してもおかしくないので、改めてお願いをしますのは、3つあるんですよ。

1つは、万一感染者が、あるいは感染ということが発表されても、誰やろうか、どこで出たとやろうか、どういうルートやろうか、詮索をして非難をするということは避けていただきたい。これさっきお話がございました。これは岩手県で実際起きた事案ですね。だから逆に、隠す、広がるという悪循環になる。これが1つです。

それからもう一つは、本人は当然なんですけど、2つ目は職場とか家族とかを非難しない。そうすると、家族単位で今度は地域なり周囲と隔離をするという行動を自分たちがお取りになる。これは決していい行動ではなくて、かえって感染が拡大する可能性につながるということでございます。

最後が、何度も繰り返しお話をしておりますけれども、正確な情報に従って行動をしていただきたい。これがないと、風評被害、感染だけじゃなくて、いろんなほかでの生活に影響するような事態になってくると思います。

市民の皆さんは安全・安心、日常生活、これがやはり一番大事だと思いますので、そのためにもこれを続けていただいて、そこだけやればいいということではないんですよ、大切なのは3つではないかなと思っておりまして、みんなでコロナに立ち向かう、感染防止に頑張る、そうではないかと思っております。

なお、1つ御提案がございました、直接呼びかけてはどうか。これは御記憶だと思いますが、8月のお盆のときに、ひょっとしたら都市部、都会と交流が一気に広がる可能性がありますので、それはまずかろうということで、市民の皆さんに直接呼びかけをいたしまして、できるだけ不要不急の、あるいは今回は我慢をして家族でよく話し合ってくださいと呼びかけをしたことがございました。必要に応じて、特に災害の場合も含めてタイミングを見ながら呼びかける、これは一切やぶさかではないと思っておりますので、そういう御答弁にしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課からは1点目の御質問の被害状況について管轄する各部署の報告の概要としてお答えいたしたいと思えます。

まず、住宅でございますけれども、この被害箇所の件数といたしましては、市全体で24か所ございまして、内訳といたしましては、全壊1件、半壊3件、準半壊2件、床下浸水などで準半壊に至らない一部損壊が18件でございます。

なお、被災者からの罹災証明の必要がなく市で把握している被害の住宅を含めると、市全体の被害件数は82件ございまして、内訳といたしましては、床下浸水68件、土砂等の被害8件、床上浸水6件という状況でございます。

次に、農地等になりますけれども、農作物被害の面積が約305ヘクタール、農作物の被害額が約77,379千円、そして、農地・農業用施設の被害が、まず、農地が370件、農業用施設が270件でございます。

次に、道路ございまして、道路の通行止めが最大時で24路線で28か所、市道の被害の件

数ですけれども、30路線で83か所でございます。

最後に、生活インフラ等の被害になりますけれども、水道の断水が5件、5か所ございまして、簡易水道が主なものでございます。内訳といたしましては、西三河内の共同水道、奥山の簡易水道、そして、竹の木庭の共同水道、4つ目が音成の簡易水道、最後に、山浦の簡易水道、以上の5か所、5件でございます。

そして、停電が1地区ございまして、中木庭区で一時的に停電が発生をいたしております。

以上が全体の被害の被害状況でございます。現在も被害の相談対応は各部署において継続しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

排水ポンプ場の運転基準ということのお尋ねでございます。

現在、鹿島環境下水道課で管理しております雨水のポンプ場は6機場です。横田、南舟津ポンプ場、この2か所は手動運転、そのほかの西牟田、中牟田、中村、乙丸、この4つの機場につきましては自動運転ということで雨水の排除を行っておるところでございます。

お尋ねの雨水ポンプの運転基準ということでございますが、鹿島市の河川はほとんどは感潮河川であります。潮高が高いときには自然流下により河川のほうへ流れ込むわけですが、満潮、あるいは降雨時などで河川の水位が高い状況下では自然排水というののできないため、強制排水ということになります。自動運転の場合、ポンプ井の水位が一定の水位まで上昇した場合、まず、1台目のポンプが自動で稼働いたします。それでも降水量が多いなどのことで水位が上昇を続けた場合には2台目、そして、3台目というようにポンプの稼働が開始されるということになっております。そして、ポンプ井の水位が降下すると、順次自動停止というシステムになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、農林水産課からは農業用の排水ポンプ場の運用基準について申し上げます。

市内に8か所ございます排水ポンプ場においては委託契約を行っておりまして、排水機場維持管理業務委託契約書における業務内容では、ポンプ場は、受益地水田面を越え農作物に被害を生じ、または生じるおそれがあると見込まれるときに運転するということになってございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私のほうからは末増籠排水機場の運転についてお答えしたいと思います。

末増籠排水機場につきましては、河川でなく、直接有明海のほうに放流しております。雨量とか、水路の水位、また、有明海の潮位を加味して、地元の方の運転手さんが判断して運転をさせていただいているところでございます。

続きまして、4つ目の土砂災害対策についてお答えしたいと思います。

土砂崩れは、土砂災害防止法に基づきまして土砂災害が想定される土砂災害警戒区域——通称イエローゾーンというところですが——あと、土砂災害警戒区域のうち建築物に損害が生じ住民に著しい被害が発生するおそれがある土砂災害特別警戒区域——通称レッドゾーンと言っております——がございまして、土砂災害から人命や財産を守るために危険性のある区域を明らかにし、警戒避難態勢の整備や危険箇所の新規住宅の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことを目的に設置されております。

鹿島市には土砂災害警戒区域が527か所ございまして、そのうち土砂災害特別警戒区域は511か所ございます。平成20年頃より調査を行いまして、平成28年から平成30年の3か年にかけて市内に指定された区域について各地区に説明会を開催してきたところでございます。また、詳しい箇所につきましては鹿島市防災マップに掲載して、市内各戸へ配布し、周知を図ってきたところでございます。

土砂崩壊による災害の予防保全対策としましては、急傾斜地において斜面の崩壊や落石を防止するために、擁壁とか落石防止などの整備を行う急傾斜地崩壊防止事業がございまして、事業要件としまして、保全できる範囲に人家の戸数や背面の斜面の高さ、斜面の角度で事業規模が変わってまいります。

現在、国の補助事業では、古枝地区で通山地区延長390メートルですが、この整備を県が事業主体で平成30年から令和5年の計画で進められております。

また、県単事業では浅浦地区を市が事業主体として整備を本年度進めているところでございます。

今後の予定としましては、母ヶ浦地区が要望されており、事業申請を行っているところでございます。

整備要望につきましては随時受付を行いまして、県の担当課と協議しながら次年度以降の事業化に向け申請を行っているところでございます。

急傾斜地崩壊防止事業につきましては、国の補助事業の要件でございまして保全家屋10戸以上を県事業としまして、5戸から9戸を対象としている市事業に対して県から補助をいただいております。これらの急傾斜地の崩壊対策事業につきましては私有財産の保全とい

う側面もございまして、公共事業で取り組むという観点から一定規模の要件が必要であることを御理解いただきたいと思います。

今後も急傾斜地崩壊防止事業を着実に進めることと併せて、土砂災害の危険度の情報提供に加え、未然に土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難態勢の整備、あるいは住宅等の新規立地の抑制を目的としました土砂災害警戒区域の指定などソフト対策をより一層充実させていくことによって、住民の生命、財産を守っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

私のほうからは、コロナ感染症と疑われるときの対応はどうすればいいのかと、鹿島市で新型コロナウイルス感染症が発生したら、鹿島市はどう対応されるのかということについて御説明いたします。

まず、現状では、御自分や御家族に新型コロナ感染の症状が疑われる場合ですが、基本的には感染症対策の所管となります帰国者・接触者相談センターへ御連絡、相談いただくこととなります。

かかりつけ医療機関等の受診も考えられますが、その際には感染症予防の観点から必ずかかりつけ医療機関等へ連絡、相談されてから受診されるようお願いいたします。

帰国者・接触者相談センター及びかかりつけ医療機関等は、相談内容や診断内容次第で、PCR検査を実施するか、新型コロナ以外の疾病としてかかりつけ医療機関等で診療するか判断されますので、その指示に従っていただくようよろしくお願いいたします。

また、PCR検査陽性の場合は、病状次第で指定医療機関での入院、治療が必要となり、軽症、無症状の方は県が確保したホテルで療養することとなります。

なお、市の保健センターにも新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を開設しておりますので、御相談ください。

帰国者・接触者相談センターの連絡先については、市報や市のホームページ、新聞等にも掲載されていますので、確認をお願いいたします。

しつこいようですが、感染症防止の観点から感染が疑われる場合の受診、相談等については、必ず電話による対応をお願いいたします。

次に、帰国者・接触者相談センター等への相談、受診の目安でございますが、1つ目に、比較的軽い風邪の症状が4日以上続いた場合は必ず、2つ目に、比較的軽い風邪の症状があり、かつ高齢者、糖尿病、心不全、呼吸疾患のある方、人工透析患者の方や免疫抑制剤や抗がん剤を使用されている方、妊婦の方はすぐに、3つ目に、息苦しさ、強いだるさ、高熱な

ど強い症状のいずれかがある方はすぐに、帰国者・接触者相談センターへ御連絡ください。

なお、国、県は秋から冬にかけての新型コロナウイルス感染症拡大期を想定して検査体制の拡充を計画しており、先ほど説明したPCR検査までの流れも変更されることが想定されます。変更の際は直ちに市報やホームページ等の広報媒体を活用し、市民の皆様に情報提供をするよう考えております。

続きまして、鹿島市で新型コロナウイルス感染症が発生したら、鹿島市はどう対応されるのかについて答弁いたします。

市内で感染者が発生した場合は、まず、杵藤保健福祉事務所による感染症等への対応が始まり、県から市に対して感染情報が入りますので、これを受けて市は本部会議を招集し、今後の対応方針を検討、決定することになります。感染の状況によって対応策は異なることが考えられますが、基本的には、1つ目に感染等に関する注意喚起の広報、2つ目に市が管理する施設の使用制限、3つ目に各種イベントや会議等開催の判断、4つ目に小・中学校や放課後児童クラブについて検討、5つ目に県の要請等などについて判断、検討し、対応することになります。

感染症対策は保健所が所管となりますが、保健所から要請があった場合には市も協力することになります。想定される内容は、感染者の家族や濃厚接触者の健康観察、住居の消毒、買物、メンタルケアなどであり、感染者が発生した隣接市町への確認を行いました。保健所からの協力要請等はあっていないということでした。

また、クラスター感染が想定される場合や庁舎など多数が利用する施設等での感染発生の際には、保健所、関係者等と協議し、広報等について拡充することも考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

私のほうからは新型コロナウイルス感染症が市内の観光業に及ぼした影響と今後の支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、飲食業をはじめとし、多岐にわたる業種に影響を及ぼしておりますが、議員御指摘のとおり、最も影響を受けているのは観光業であると認識いたしております。

国内で新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、市内への観光入り込み客数は激減しておりまして、月ごとに前年と比較してみましたが、今年の2月ぐらいまでは平年並みでありましたが、3月頃から減少傾向は顕著となりまして、5月には対前年比でマイナス95%となりまして、ほぼゼロに近い数字となっております。

また、年々増加傾向にありましたインバウンドに関しましては、現在も佐賀空港国際線は

全便運休、福岡空港国際線もフィリピンを含みます2便程度が運航しているのみで、アジア諸国及び欧米、豪を含む路線は全て運休中でありまして、県内への宿泊客数も対前年比でマイナス99%となっております、インバウンドもほぼ皆無の状態となっております。

このように今回のコロナ禍におきましては、特に観光業界は多大な影響を受けておりますが、どの施設も6月以降からは少しずつではありますが、回復傾向に転じているようでありまして、ただし、インバウンドに関しましては福岡国際空港の運航再開が来年の春と予想されておりまして、しばらくは回復が望めない状況にあると分析をいたしております。

このような観光業界に対する支援策としましては、国、県、市が様々な施策を打ち出しておりますけれども、特に7月23日から始まりましたGo To トラベルキャンペーンを契機に、業界も少しずつ活発化してきております。

このキャンペーンでございますけれども、国が旅行代金の50%を補助、このうち35%が旅費、宿泊費、残りの15%が旅先で使えます地域クーポンとなっております、市としましては現在市内の主な観光地でありますとか土産物屋さんに対しまして、このクーポン加盟店への登録を促しておりますところでございます。必要に応じて説明会などを行い、これを契機とした業界の回復を支援しているところでございます。

しかし一方では、先ほど述べましたように、インバウンドに関しましては回復を望める状況ではございません。また、観光客自身の感染症に対する意識の高まりもございまして、団体旅行というのは減少しております。したがって、今後は団体といいますよりも家族単位で近隣を観光します、いわゆるマイクロツーリズムというのが今後の主流になると考えられております。市では現在、市内観光のマスタープランとなります観光戦略プランの改定作業に着手しております、ここにおいてもマイクロツーリズムでありますとかバーチャルツアーなど、これからのウイズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな観光の在り方について検討を始めたところでございます。

また、これらを推進するため、近隣市町と連携した回遊プランの造成などを旅行会社でありますとかバス・タクシー事業者様にも現在依頼をしております、今回補正をいただきました市単独のツアー催行補助金に関しましては、嬉野市さんも同様の補助制度を創設されております、連携可能な仕組みとなっております。

市としましては、このような取組を通じまして今後とも観光業界の回復を支援していきたいと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

市長、答弁ありがとうございます。

まず、コロナから先にいたしますけれども、本当にバッシングのひどさといいますか、電

話がかかってくるは、石は投げられるはということで、とにかくその家に住めなくなって引越してしまったという方たちもかなりいらっしゃるという状況が全国的にあるそうでございますから、バッシングしたり、電話をしたり、石を投げる、これはある意味で差別でございますから、こういう差別が絶対にあつたらいけないなということを私たちが肝に銘じなければならないなというふうに改めて感じた次第でございます。ありがとうございました。

それではまず、水害について質問いたしますけれども、昨年のことだったんですが、8月に佐賀県内で大水害がございました。私も武雄市に10日以上支援にずっと出向きました。そのときいろんな方々をお聞きいたしましたけれども、結果的に国道34号線沿いの鹿島から行っていらっしゃる事業所の方も大型トラックの運転台まで水が来たとかというような状況でかなりひどい状況ではありました。なぜそうなったのかなということを私なりに分析してみますと、結局、川ではける水量以上の雨が降ったということが一番大きな原因ですけれども、六角川水系ではいわゆる排水ポンプ場が水位が上がり過ぎたためにポンプを止めてしまったと。結果的に川の水があふれてしまって約2メートル近い水が押し寄せたという状況だったというふうに聞いておりますけれども、じゃ、鹿島ではどうなのかなということなんです。鹿島でも、大きい河川でいいますと、中川、鹿島川等々、様々な河川がございまして、ある程度の基準、例えば、危険水位になったらポンプ場が止まるというふうに聞いておりますし、7月の大雨のときも実はポンプ場が止まっていたような状況を私も確認したことがございました。その状況がもっと続いて、雨がもっと降っていたら、武雄市と同じような状況になった可能性があるというふうに思いますけれども、そこら辺で、いわゆる1つの堤防を守るという意味もあるんでしょうけれども、ポンプを止める基準ということについて、まず、教えていただきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

強制排水を停止する基準ということでございます。この件ですけれども、まず、河川の水位、これは堤防が耐えられる水位、氾濫危険水位を超えた場合、排水ポンプで、田畑、あるいは家屋の雨水を排除し続けますと、堤防が決壊したり、堤防から溢水したりして、河川の水が家屋側に氾濫するというので広い範囲で被害が発生する可能性があるということです。そういうことですので、排水ポンプによる強制排水を停止することになっております。このような場合、内水氾濫というリスクが高まる、生じるわけですが、河川堤防の決壊、あるいは河川からの溢水による外水氾濫というものは広い範囲で甚大な被害が発生するおそれがあります。そういうことから、河川法の第14条の規定に基づいた操作規則ということで排水ポンプの運転調整を行っております。この件に関しましては命を守るということで

市民の皆様の御理解を賜りたいというふうをお願いしたいと思います。

そこで、内水氾濫の被害に対する考え方ではありますが、まず、これは早めに避難をしていただくことが一番大事というふうに思っております。避難の情報につきましては、排水ポンプの運転調整水位となります氾濫危険水位の前段階であります氾濫注意水位、あるいは避難判断水位、ここに到達した場合、有明海の潮位、それと、今後の降水量によりまして、水位が引き続き上昇するということが見込まれて危険氾濫水位に達すると見込まれる場合には、これは総務課のほうになります、防災無線、あるいはホームページ、それと、防災メール あんあん等によって避難の勧告が発信されるということになります。

基本的な避難の方法になりますが、避難所など水平避難ということになりますけれども、例えば、道路が冠水し始めていて、その時間が取れない、遅れた場合には、自宅の2階、あるいは高い場所などへの垂直避難ということで、自らの大事な命を守っていただくよう安全対策をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

鹿島市の場合、有明海を抱えていますから、例えば、8月頃は大潮、異常潮位というぐらゐの大潮でしたから、その水位が上がってきたら、それと、大雨がぶつかったら、排水ができないという状況になるということは私も想定できますけれども、ただ、内水氾濫した場合でもかなりの被害が出ます。ただ、堤防が決壊したら、もっとひどい被害が出るわけですから、それはどちらを取るかということになると、やはり内水氾濫をある程度許容しなければいけないのかなという考えにもなると思いますけれども、できたら内水氾濫しないようにしていただきたいなと思いますけれども、結果的に、じゃ、どうすればいいか。結局堤防を高くするしかないわけですけど、これをやったら、すごい予算がかかってしまうということで、そこは財源との見合いということにもなるのかなという気がしますから、内水氾濫はある程度容認せざるを得ないのかなという考えもありますが、容認しなければならないということではよろしいんですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

今おっしゃったように、外水氾濫というのは、川からの溢水、あるいは堤防の氾濫によって内地のほうに水が入ってくるということで、内水氾濫と違って流速が伴います。これで流されるという被害、これはテレビのほうでも他地区であっているわけですがけれども、そういう災害はぜひとも避けたいということで、まず、河川からの溢水、あるいは崩壊を防ぐため

に、我々としては内水氾濫やむなしということで避難を呼びかけているところでございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

昭和37年7月水害、私、中学3年生でしたけれども、私もそのとき経験いたしました。そのときは内水氾濫どころか、堤防が切れて、どんと水が来て、私のところが土間から大体1.2メートルぐらいまで水が来た経験がありますから、その危険性はよく分かっています。だから、分かっているから、ある程度内水氾濫で大被害が出ないようにするということは私もよく理解はできるところでございます。だけど、そうならないことを神に祈るしかないのかなというふうには思います。この問題はこの辺で終わりますけれども。

あと、今度は避難について質問いたしますけれども、7月の水害時や台風の9号、10号が来ましたが、そのとき一番多いときで1,200名以上の方が避難をされたということでございますけれども、そのとき避難所はどういう状況だったのかなという気がするんです。私も台風10号のときに「かたらい」の避難所に様子を見に行きましたけれども、かなりの方がたちが避難しておられました。そういうときにいわゆるコロナという問題と水害から避難をするという両方の問題があったわけですが、そのときソーシャルディスタンスということで、ある程度間隔を空けるというようなことがなされたのかどうかということ、まず、このことを質問いたします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

豪雨と台風ということで今回それに備えた対応といたしまして、まず、災害対策の本部を各避難所を運営する職員の各部長等と、コロナ対策、特に全般を、事前のミーティング、そして、御質問の内容ですけれども、ソーシャルディスタンスの対応を含めまして、避難所へ直接出向いて現地でのシミュレーションを行っております。そのときのコロナ対策といたしましては、受付での検温と体調のチェック、そして、マスク着用、消毒液の一般的なコロナ対策を含めまして、このソーシャルディスタンスをどうすべきかというところの確保等について対策対応を練って、災害当日も役割分担の中で避難所の運営に当たったところでございます。

しかしながら、議員の皆さんも避難所のほうに御足労いただいて確認はしていただいたと思いますけれども、結果的に特に「かたらい」が避難しやすいという点もございまして非常に密な状態となったことは私どもの反省とするところでございます。この点については全国状況と同様に、避難される方が一気に避難されてきたことによる、まず、混乱や、距離

を保つように周知してもなかなか御家族とか知人の方等々の固まりができてしまったりしたことなどは、想定した運営になかなか至らなかったというのが現状でございます。

この解決に向けましては、避難場所の分散化の検討も現在その後に行っておりまして、この準備に向けても対応を図るように協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

避難所の分散化ということを言われましたけれども、まだ避難所として使えるところは多分あるんじゃないかなと思うんですよね。そういうところを使わないと、足りない状況が出る可能性があると思います。例えば、よそのまちの話なんですけれども、避難所がいっぱいになってお断りしたということもあったそうです。だけど、特に台風の時というのは、少々密集した状態になっても頑丈な建物の中に入っていただかないと、移動するだけでかえって危険だということもあると思いますから、ある程度は密集状態になることもしようがないかなということは私も理解できます。だけど、できるだけ密集を避けて、できるだけ分散した避難ということをあらかじめお知らせしとったほうがいいんじゃないかなと思います。

防災行政無線で、例えば、避難所の状況ということも放送されましたけれども、ある程度いっぱいになったから、次、どこの避難所を開設しますというふうなことの放送というのはできるんでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

放送につきましては、特に防災無線ということで屋内の放送のシステムも入れておりますが、今回もこの中でいっぱいになったところは省いた形で放送はしているところですけども、なかなかそこら辺の周知が難しかった点がございますので、放送は当然今後も、あまり長い内容にしたら、逆に分かりにくい点がございますので、放送内容を整理して、特に住民の方に周知する点は絞りながら放送はして、なおかつ若い方とかは、皆さんそうですけれども、インターネットとか、スマートフォンとか、パソコンで見られる状況も、これもホームページの中で現在の避難所の状況ということで、今後はそこを遅れることなくリアルタイムに伝えられるように、それは市としても対応を早急に図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

災害時というのはやはり情報が一番大事だと思いますよね。ですから、今回台風10号のときというのはテレビ等の予報でも物すごい風が吹くという情報があったもんだから、多分それでかなりの方が避難されたんだと思うんです。そういう情報、ある程度誇張でもいいから、早めに逃げてください、避難をしてくださいということは言っていないと、またより被害が広がる可能性もあるということでもありますから、そのことはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つソーシャルディスタンスに関わることですけれども、例えば、避難所で段ボールベッドというのは今ありますよね、佐賀県内でも作られているそうですが、あと、間仕切り等が使われたんでしょうか。まず、あったのかということから聞きます。あったとしてもそれを使われたのかどうか、そこはいかがですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

段ボールベッド、間仕切りがあったのか、あと、使ったのかという点についての御質問についてお答えいたします。

まず、市として段ボールベッドと間仕切りは現在のところ備蓄はございませんので、使わなかったというところが現状でございます。

ただし、議会のほうでも今年度の予算の中で御承認いただいて、間仕切りと、あと、敷物ですね、入札の中で納入は10月上旬ぐらいにはする予定ですので、そこら辺は年次計画の中でまた備蓄のほうを進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

段ボールベッドは11月ぐらいに入荷という（「10月」と呼ぶ者あり）10月ですね。

今回は避難が大体1日程度で終わったんですよね。だけど、去年8月の水害のとき、鹿島は水害がありませんでしたけど、1か月近く避難されておりました。そういうときにどうしてもプライバシーの問題とか、それから、快適性の問題というのが必ず出てきますから、これはある程度避難される方を見込んで備蓄しておくべきだと思います。そうしておかないと、鹿島の場合は幸い1日程度の避難で済んだわけですが、長期にわたる可能性もあるんですよね。今後この異常気象の状況の中で水害が発生しやすいし、台風も日本近海で発生するような状況まで生まれる可能性があるということですから、日本近海だと、本当にすぐ台

風もやってくるということになってきますから、この備蓄についてもしっかりと備えておいてほしいんですが、その備蓄の数というのが、例えば、各避難所の定員というのがあると思いますが、その定員数まで備蓄される考えなのかどうか、そこはどうですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この備蓄の数ですけれども、県内でも一緒ですけれども、備蓄数をどれくらいするかということで以前より話を行った上で、現在、人口の5%、ですので、鹿島で言いますと、3万人といたしまして1,500食をまず基本として、1泊2日程度はまずは台風とか水害時は今回のケースのように想定されますので、その3食分は鹿島としては備蓄を進めておりまして、4,500食ということで。ただ、先ほど御質問の中でよその事例地のように長期1か月とかなる場合は、一時的な緊急避難場所は市の中でも33か所ございますが、その中で状況を見ながら開設しておりますが、あとは、例えば、1週間程度となれば、その中で特に施設、冷暖房とか職員の配置がしやすいところに移っていただいて集中的に運営をしていくということと、あとは、1か月とかそれ以上になる場合は、特によその力を借りて避難所を別に建設とか、そういう点で、自衛隊とか、国、県の協力を得ながら、住む場所、そして、食料の提供あたりは進めていくことになるかと想定されます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ取組をしていただきたいと思います。

実は私のすぐ近所の方が台風のとくに「かたらい」に避難をされたということがございまして、その方と話ししてましたら、行ったその日におにぎりば食べさせてもろうた、こがんもろうてよかったっちゃろうかという話ばされたとですよ。食料とか水は持参をしていくというのが基本だと思うんですけども、「かたらい」でそういうのを食べさせてもらったということをおっしゃって、次の日の朝飯まで食べたよということだったんですが、全ての避難所でそのような取組をされたんでしょうか、そこら辺はいかがですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

今回の7月、そして、台風ということで、立て続けに災害が起こったんですけども、緊急避難所として開設した場合は、食料と水の備蓄分を時間帯はそれぞれ指定をしながら避難

者数を確認して配給を行ったところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

分かりました。

それから、7月の水害に対して激甚災害の指定になっておりまして様々な支援が行われておりますけれども、台風での農業、林業——水産業もあったかも分かりませんが、そこら辺の被害というのはどういう状況だったのか、分かりますか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

台風9号、10号の被害状況でございます。

台風9号におきましては農作物被害を確認しておりますが、風害による稲の倒伏がっております。また、農業用施設の災害としてはアスパラガスやトマトのビニールハウスのビニールの破損等の被害が発生しております。

また、台風10号におきましては水稻の倒伏が9号と合わせて市内全域に及んでおります。また、台風ではアスパラガスのビニール撤去による茎と葉の裂傷の被害が及んでおります。また、施設におきましては、先ほど申し上げたように、アスパラやトマトのビニールハウスの破損、またはミカンのマルチの破損、こういったことが上がっておる状況でもございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

では、これらはいわゆる農業の被害が多かったわけですが、この被害に対する今後の支援策という対策というか、どういう形で今後取り組んでいかれるのか、質問します。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

この台風被害における農作物の被害につきましては国のほうでの支援策がございます。これが農業用機械等の再取得・修繕に関わる支援として強い農業担い手づくり総合支援交付金、あるいは農業用ハウスの再建・修繕等による支援としましても同じような交付金がございます。このような事業がございますので、ぜひ活用をしていただきまして対応していただければというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

では次に、コロナ関係で質問しますけれども、観光業は非常に打撃を受けている、多分99%ぐらいインバウンド客はまず来ないということでかなり打撃を受けているということ、先ほど答弁があったとおりでございますけれども、じゃ、今後どうやっていくか。今Go To トラベルとか、Go To Eatとか、様々な国の施策があるわけですから、それに頼らざるを得ないでしょうけれども、ただ、Go To トラベルの場合が、今の傾向としては、高額な宿泊料金のあるところが人気があって、低料金のところはあまり人気がないという状況で、低料金のホテル、旅館というのは実は売上げが落ちてきているということで、まして鹿島の場合はホテルは1件しかありませんからね。

だから、観光業といたら、門前商店街とか浜宿とかというところになってくるわけけれども、そういうところが一番打撃を受けていると私は思います。だから、こういうところの支援というのは様々な今から鹿島市が取られる施策の中でもこれを取り組んでいかれるんだと思いますけれども、これで本当に間に合うんやろうかなと、これぐらいで足るのかなという気がせんでもないです。だから、もし観光業がこのまま衰退をしていってしまったら、鹿島の経済に多大な被害を受けるということにもなりかねませんので、まず、観光業に限定していきますけれども、観光業に関してはしっかりと支援をしていただきたいと思います。先ほど支援策をおっしゃったわけけれども、ある意味でいったら、もっと力強い支援が必要なのかも分からないということで、そこもぜひ考えていただきたいと思いますが、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

議員おっしゃいますように、まず、基本としてはGo To トラベルを活用した支援というのをやっていきたいと思っておりますけれども、市独自の支援策等々もこれと合わせて活用できるような支援策を考えてまいりたいと考えております。

ホテルに関しましてちょっと調べてみたんですけども、3月から宿泊客は減少しております、4月がマックスで前年比のマイナス70%まで落ち込まれておりますけれども、主な利用客がビジネス目的ということもありまして、6月以降は回復しております、現在も100%までは戻ってはおりませんが、昨年と比べて1割程度減のところまでは持ち直しておりますので、そういったところも注視しながら支援のほうを続けてまいりたいと考えております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

風水害とかコロナまでそこに発生いたしまして日本の経済というのは本当に大変なことになっていますし、鹿島の場合も飲食店をはじめ様々な業界にかなり影響を受けています。この状況を何とかしていかないと、鹿島全体が本当に沈没してしまう可能性もあるという気はしますから、今後も行政として、我々議会としても様々な取組をしなければいけないと思いますけれども、しっかりとこの災害対策、コロナ対策に取り組んでいただくことをお願いいたしまして今日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告順に従いまして質問したいと思います。

まず、8月28日、前の安倍総理が辞意を表明しました。7年8か月の安倍政権は憲法を踏みにじる安保法制の強行をはじめ負の遺産を残したままの辞意表明だったのではないのでしょうか。

さて、今年、令和2年は、本来なら、日本でのオリンピックの開催で年度当初から全国が明るく包まれ、にぎわいの中で進むところだったと思います。ところが、新型コロナウイルスの世界的大流行で大変な事態になり、今年もあと3か月というのに、いまだ感染拡大の不安は消えません。しかし、このことで、今社会の仕組み、政治の在り方が全世界的に変わろうとしているのではないのでしょうか。

元総理の後は新たに菅総理の誕生です。しかし、安倍政権を全面的に受け継ぐと表明していますので、期待ができるものではありません。コロナの今、コロナの不安から早く逃れるようになることが望まれるものです。

さて、本題に入りたいと思いますが、私は8月17日、コロナに関する要望書を樋口市長に提出しました。その回答を9月25日にいただきました。今回の質問と重複する面もあり、その発言もあると思いますが、より充実させるために答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず第1番目ですが、消費税増税、新型コロナウイルス感染症、豪雨、猛暑、台風などによる大幅収入減に対する対策について質問したいと思います。

昨年10月、消費税が8%から10%へと引き上げられました。この影響は途端に市民の暮らしを、さらに経済を直撃しました。ちょうど年末に差しかかる頃で忘年会などでにぎわう時期に入り、さらには年が明けて新年会はじめいろんな宴会でこれもまたにぎわいを見る時期に入っていました。ところが、どうでしょう。いつものときとは違い、忘年会や新年会を取りやめる人たちも出てきました。やったにしても、これまでのように金をあまりかけずにというのが多くなりました。これは即、市内の飲食店業界を直撃しました。その影響はさらに食材の納入業者、1次産業にも響き出しました。消費者も業者もこれからどうなるだろうかと心配している、その対応策も見いだせないとき突然やってきたのがコロナウイルス感染症の問題でした。これは一時どこかの地区で流行したというのではなく、瞬く間に全国に全世界に広がり、政府は全国民に人との接触を避けるために自粛をと呼びかけました。しかし、どんな仕事であっても休んでいたのでは生活はできません。いろんな営業を休む、学校においても安倍総理は突然学校の一斉休校を通告する、このことにより、子供を見なくてはいけないと仕事を休み、収入が途絶える、それだけではありません、休んだことで仕事に来なくていいと言われた方もいらっしゃいます。さらには、客が少なくなったので、しばらく休んでくださいと言われて収入が全く途絶えた方たちも少なくはありませんでした。社協などの貸付制度もありましたが、そのことを知らない人は、あるということが分かるまで本当に途方に暮れる毎日を過ごされたようです。しかし、貸付けのことを知らせても、どうせ返すことになるのでとか、借りるのはねとちゅうちょする人も少なくありませんでした。国からの100千円の給付金などもありましたが、ここまで事態が長引くと、焼け石に水と言いたいところですよ。

さらに、今年の夏の暑さは異常としか言いようがありません。やっと少し涼しくなりましたが、夏の間、24時間クーラーが離せない状況もありました。コロナで家に閉じこもり、家にいることが多くなり、光熱水の使用は大幅に増え、その料金も驚くばかりのものです。

商店街を回って、収入は大幅に減っている、お客が全く来られない日もある、そういうことを皆さんが言っていました。しかし、そういう状況の中でも生活費の支出、それは驚くほど増えているとおっしゃる方が多かったようです。

さらに、固定資産税をはじめ税金を納めるのが非常に重いとおっしゃっています。固定資産税は別としても、特に他の税金は昨年の収入で計算されてくるわけで大変なのは目に見えています。私は3月議会でも言いました。消費税やコロナで市民は税金など払うのが大変になるので、状況に応じて、免税、減免、納入の据置きなど考えるべきだということをおっしゃっています。

消費税、コロナ、猛暑と痛めつけられたところに今度は豪雨、さらに台風です。特に農家の人たちはコロナで商品が出ない、猛暑で思うような生産ができない、さらに、豪雨、台風でせっかく収穫時期の農産物が売り物にならないと言われました。強い風や雨に打たれて全く商品にならない。あるナス農家の人と話しておりますが、今も本当にたくさんなっている

けど、風や雨に打たれて商品としては全く利用できないなどおっしゃっています。先ほど福井議員の答弁の中にもありました。農家の被害について詳しく報告がなされたことで状況もよく分かると思います。

また、農地の被害や山林の被害も大きなものがあります。私の要請書の回答に、給付金などによる支援がたくさん書かれております。これもありがたいことだと思いますが、私は先ほど申しましたように、公共料金などに対する支援策を今後実現しないと、これこそ市民の暮らしと経営は立ち上がれない状態に追い込まれることは間違いないことだと思います。

回答書の中には、読み上げますと、最後のほうですが、本市では、経営形態が様々な事業者の皆さんの様々な経営課題に対応するため、鹿島ビジネスサポートセンターを設置し、お悩みに寄り添ったサポート、事業者伴走型の個別支援体制を整備しております。まずは、センターに御相談いただき、経営課題の明確化、それぞれの事業者様に必要とされる支援について経営者様と共に考え、事業者の皆様の事業継続をサポートしていくことで、地域経済の持続的な成長を目指していく考えでありますと、このように書かれております。

確かに事業者の方たち、この人たちはこういうのを利用しながらぜひ積極的に進めていただきたいと思うわけですが、私はこれだけではない、全ての市民の暮らし、この問題について何としても実現をしていただきたいものがあります。それは先ほどから申し上げておりますように、市民の皆さん、この大変な中で出費が非常に増えていく、しかし、収入はない、なくなってしまう、少なくなっていくというような、本当に大変な状況にあるときに、どうして暮らしを立て直していこうかと皆さん必死です。例えば、さっき言いましたように、こういう皆さん方が相談に出かけていって自分の暮らしを明らかにし、税金の問題、また、公共料金の問題など、こういう中でどうすればいいかということの相談を受けるような場所を市で設置してもらいたいと思うんです。例えば、税金についても、全ての税金をまけるとか、そういう問題じゃない、例えば、状況によって、減免、免税、それから、納入の延長など、そういうことを相談の中で市役所のほうからアドバイスをしていただくなど、そのための生活相談所を市が積極的に設置していただいて取り組んでもらうということを私はお願いしたんです。事業者だけでなく、全市民の皆さんの今の暮らしの落ち込みをどう援助していくかという立場に立って、そういうのを設置していただきたいと思います。

さらに、私がお願いしたいのは、先ほど申し上げましたが、公共料金の支払いが非常に増えています。例えば、極端な話ですが、クーラーを1日つけていることで、これは私のうちの場合ですが、かねがねは15千円前後払っていたのが35千円という料金が来ましたね。本当にびっくりしましたが、しかし、そのクーラーをつけていないと、あの暑苦しい中では本当に生活をやっていけない。そういう現状もあるわけですね。そこまで行かなくても、皆さんに聞くと、それだけ多くなってきているということをおっしゃっています。そういう状況ですので、私はこういう公共料金に対する全額それをどうしろということじゃありませんが、

給付金などを市が独自で考えていただくことをお願いしたいということをお願いしまして、まず、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

松尾議員のまず1回目の御質問の中で、困った人への相談態勢をぜひつくっていただきたいということと、公共料金の助成をどうにかできないかという2点だったと思います。

困られた方への相談態勢というのは、今既に税務課であれ、福祉であれ、社会福祉協議会であれ、それから、商工会議所、それから、商工観光課、全てにおいて窓口は開いております。ですから、何かこういうことで困ったということであれば、まずは、市役所のほうにどちらかでも、総務課が代表になるんでしょうけれども、こうこうこういうことであるということでお電話をいただければ、そこを的確に対応する部署におつなぎするという体制はできておりますので、改めて期限を区切って、また、人をたくさん寄せて相談をすとか、そういうことは現実的ではないのかなと思っておりますので、何か御相談、心配事があつたら、どこに相談したがいいか分からないということであれば、まずは、市役所のほうにお電話をいただく、それで、総務課のほうから御案内をするという形で対応していきたいなと思っております。

それから、公共料金の各種の皆様方の負担の増についてどうにかならないかということでもありますけれども、そのあたりについては直接的に個人の皆様の支出に対しての給付というのはなかなか制度的にはないのかなと、今考える中ではですね。

そういう中で、コロナの関係で一律の100千円の給付金がありました。これは本当に今まで制度になかったものを国のほうで決められてやられたことでありますので、そういったものがまた今後考えられるのであれば、そういうこともあろうかと思っておりますけれども、なかなか市の独自でそういう生活給付をやるというのは難しい。ただ、そうは言いながらも、所得に応じて困っている方がいらっしゃったら、細々した制度に該当するものであれば、現在でも先ほど議員がおっしゃった小口の貸付けとか、それから、持続化給付金とか、そういうものもあります。ですから、何か困ったということであれば、市のほうにお電話をいただき、そして、相談をしていただく、そういう態勢は今も十分にできていると、そういうことでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御答弁いただきましたが、確かにいろんな制度がある、そして、何かあつたときは市役所に言ってもらえばいいですよとおっしゃいますが、そこに足を踏み出せる方は大丈

夫なんですよね。しかし、そういうことがあっていることもよく分からない、そういう人もあります。だから、せっかくそういう状況ですから、わざわざそういう開設をしなくても、皆さん方、こういうことがある人は市役所に相談してくださいというような情報をもっと発信してくださいよ。分からないんですよ。行かんでよかと言うても、乗り込んで行ける人はそれでいいですよ。しかし、そうじゃない人が多いんですよ。そういう人ほど本当にどうしていいか分からない、落ち込んでしまっている、そういう状況にあるんですよ。

ですから、確かに市報とかなんかにもいろいろ書かれてはおりますよ。いろんな制度があるのもあります。今日もこの回答書の中にもいろんな優遇措置などもありますけど、しかし、そうじゃなくて、そういう全ての市民の人たちが、ああ、こういうことは市役所に言ったらいいんだなというような、そういうことが分かるようなもっと情報を新たに流す、市報は1か月に一遍しか来ません。だから、途中でいいですので、何らかの形で市民にお知らせする。情報を流すということが一番大事だと思うんですよ。そういう面では、ぜひそういう対応をこれからしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

情報については、議員おっしゃったように、市報、それから、ホームページ、それから、その都度、回覧という形で今までもずっと情報を流しております。ただ、それが再度と、まだ届いていない部分があるということもおっしゃっておりますので、このあたりの情報の流し方について再度また市民へのお知らせを含めまして考えてみたいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

本当に今皆さん方がこの大変な中で、特に公共料金など納めるものについては非常に厳しい状況の中にいらっしゃるんですよ。それで、そういう形でその人に応じていろんな対応をしていただくとありますが、これだけはどうですか。例えば、納税が遅れて、あと、延滞金を取られますが、今回に限ってはそういうことはない、延滞金は取らないと。いろいろな条件あると思いますよね。しかし、本当に苦しい中でやっていく人がほとんどなんです。だから、これくらい約束しましょうよ。延滞金は取らないと、このいつときね、コロナが落ち着くまでは。それくらいできるんじゃないかと思いますが、まずは。そういうことによって、例えば、納めんといかんけんが、例えば、借ってはいけないようなところから借りてでも納めている人ありますよ。そういうことをしなくも、ああ、じゃ、ちょっと遅れて仕方ないからというようなことにもなると思いますので、そういう手助けぐらいはできないんでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えします。

延滞金の免除ということですが、現在新型コロナの関係でいえば、納税の猶予措置ということで、1年間、税そのものの納税を猶予するということでの措置がなされています。その分につきましては例年より毎月の収入が、例えば、20%以上下がった方、議員おっしゃるような収入が下がった方というのが対象になるかと思えますけれども、そういったところで申請をしていただいて条件に合致した場合については、まず、1年間、税そのものは猶予しますよということでの取扱いをしております。

その猶予した額については今回のコロナの特別措置ということになっていますので、その分については延滞金とか督促とか、そういったものについてはつけません、取りませんということでの措置ということで、まず、制度的にはなったものがあります。

また、そのほかの場合、そういった措置に合致しない方に関しましても、まずは、市のほうに相談をいただいて、そういった分納なり、納税の猶予なりということで対応ができれば、むやみに延滞金とかが増えていくということではない対応ができるケースもございますので、まずは、税務課納税のほうに相談をいただければとは思っております。

一律に全部の延滞金等について免除するとかということでは対応が難しいかとは考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろんな制度がありますが、見てみますと、収入の上限だとか、いろんなお約束事がありますよね。それに合致しない人はやらないというようなね。それじゃ、今の状況の中でそれぞれのあれがあると思うんですよね。だから、例えば、納税に関してだけぐらいはそういうのを取り払って、それは相談にいらっしゃる人はそれで対応していただければ、それで結構ですが、ぜひそういうことじゃなくて、皆さんにそういう制度が行き渡るような対応を考えていただきたい。これも相談に来られても、その状況によってははねられることもあるんじゃないかと思いますが、そういう限度を取り除いて、せつかくの制度ですから、私はやっていただきたいと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えします。

こういった時期ということでの御提案はあるかとは思いますが、公平公正、皆さんに負担していただいているということでの税としての性質もございますので、一律に延滞金を取らないという取決めをしてしまうということはやはり難しいかとは考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今のようなお答えですが、ぜひそういう方向で進んでいただきたい。公平公正、まさに公平公正が大事なわけですけど、どこがどうなのか。今回のような特殊な状況ですから、その辺についてはぜひ今後も前向きの姿勢で考えていただきたい。誰でもわざとそういうことのないかけんすんみゃとは言いませんよ。どうせ払わんといかんわけですから。ですから、その辺についてはぜひいい方向で今後進んでいただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

次には、鹿島市にPCRセンターの設置をということで通告をいたしておりますが、佐賀県においてはコロナウイルスの感染症が9月28日現在で243人の感染者が出ているということが新聞に載っていますね。245人というところもありますが、2人は重複だということのようです。幸いというか、鹿島においては感染者が出ておりませんが、いつ、どこで感染するか分からないというのが今日の感染症だと思います。市民は誰も本当に不安な中で日々生活を送っております。鹿島市においてもPCR検査ができるように検査センターの設置をお願いするものですが、この件についても要請書の回答をいただいております。

この中で書かれておりますのが、鹿島藤津地区医師会と武雄杵島地区医師会は今年の5月下旬から6月上旬にかけ合同で、帰国者・接触者相談センターが所属するPCR検査への誘導を狙いとして南部地区発熱トリアージを実施されています。これは院内感染や住民不安の解消が目的であり、第1波の収束により休止されています。その後、秋以降の感染症拡大に備え、南部地区発熱トリアージの再開を予定されています。再開される発熱トリアージはPCR検査実施に特化したものとされており、鹿島市としましても南部地区発熱トリアージへの職員の派遣を行い、地域のPCR検査実施体制整備に向けて医師会と協力していく所存ですということ。

恥ずかしい話ですが、私は発熱トリアージというのをこの回答書で初めて知りました。今まで議会の中でもコロナに関していろんな発言もあっておりましたが、こういうことは一遍も出てきていないと思いますが、まず、この発熱トリアージというのがどういうものなのか、お聞かせください。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

先ほど松尾議員のほうから説明のあった部分もございますので、重複した内容になるかも分かりませんが、補足した内容で説明をしたいと思います。

鹿島藤津地区医師会、武雄杵島地区医師会が合同で今年の5月下旬から6月上旬にかけ、新型コロナウイルス感染症対策として、南部地区発熱トリアージを開設し、新型コロナウイルス感染症とその他の疾病の発熱等々の仕分を行う診断業務を実施されています。

この発熱トリアージの狙いは、帰国者・接触者相談センターへ相談された方のうち、PCR検査までに至らなかった方について再度新型コロナウイルスへの感染の可能性を診断し、PCR検査が必要と判断された方については帰国者・接触者相談センターへ、そうでない方については地域の医療機関へ誘導する診断業務であり、院内感染や住民不安の解消が目的として行われましたが、県内の新型コロナウイルス感染症第1波の収束により休止されています。

その後、秋以降の感染拡大に備え、南部地区発熱トリアージの再開を予定されています。今回も武雄杵島地区医師会と合同で実施される計画であり、再開される発熱トリアージはPCR検査実施に特化したものとなります。このことにより、県南部地区の新型コロナウイルス感染症に関する検査環境は以前より充実されることとなります。

また、発熱トリアージでのPCR検査の実施状況によっては、鹿島藤津地区医師会、武雄杵島地区医師会が別々に発熱トリアージを実施されることも検討されているようであり、なお、当事業の実施に当たっては鹿島市も保健師の派遣を行う予定であり、状況によっては必要な支援等も検討したいと考えております。地域のPCR検査体制整備に向けて鹿島地区医師会と協力していく所存でございます。

なお、今回実施される発熱トリアージは医療機関等との実施により、医師がPCR検査の必要を認めた方について行われるものであり、保険が適用される行政検査となります。

（「それはもう、さっき重ねますとあなたも言うたけど、まさにそのまま言いよっただけで、発熱トリアージというのは具体的にどういうものなのか、そこが知りたいんですよ」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

それでは、発熱トリアージについて、今回秋に予定されている発熱トリアージについて御説明いたします。

実施体制ですけれども、前回同様、武雄杵島地区医師会、鹿島藤津地区医師会合同で実施される予定です。ただし、1日の患者数が10名を超えるような場合には別々に実施することを検討されています。

先ほども申しましたように、目的は院内感染と住民の不安解消、あと、医療機関からの紹介を受けた患者の新型コロナウイルスPCR検査を行うということにされております。

診療内容でございます。原則として会員から紹介を受けた患者の新型コロナウイルスのPCR検査を行う。

検査までの流れでございますが、問診、診察、PCR検査という流れになります。PCR検査についてはドライブスルー方式で行われます。

問診ですけれども、医師が車内で対応いたします。診察についてはPCR検査の要否判定を行うとしており、視診、触診、聴診は行わないということになっております。

検査ですけれども、唾液によるPCR検査、車内で患者自身が唾液を採取し、看護師がそれを受け取って検査機関に送って検査を行うというふうなことになります。

投薬については行わないというふうなことでございます。

検査結果ですけれども、PCR検査の結果は紹介元の医療施設に報告されるというふうな流れになります。

あと、陽性者については保健所より本人さんに通知が行き、その後の指導については保健所が行うというふうなことでございます。

対象者ですけれども、かかりつけ医等一般医療機関を受診し、当トリアージを紹介された方について検査をされるようになっております。ただ不安だから検査をしいという方は今回の対象とはなっておりません。

人員体制についても、医師、看護師、事務の方を配置し、対応される予定です。（「分かった、もうよか。時間が」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

発熱トリアージの意味ですけれども、トリアージということですから、今回については感染者と感染者でない方の仕分を行うということがトリアージというふうなことでございます。

以上です。（「御丁寧にありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどは御丁寧な御説明いただきましたが、発熱トリアージと申しますか、見てみますと、どうも保健所の充実がそれぞれにないためにこういう形でしている、極端に言えば、2度ぞうひょう、3度ぞうひょうというような気が私はしますが、ましてや春に設置されたのを5

月25日に設置されて6月5日には休みになっているというような、そのときそのときでやってあるような気がして、本当にこれが必要なのか、これが効力があるのかなという気がしています。特に鹿島からも職員を派遣せんといかんというのはどういうことなんですかね。それぞれの従事者がいないということで、それぞれの自治体から出してということの組織になっているんですか。簡単にお答えください。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

この発熱トリアージにつきましては1週間のうち土曜日と日曜日を除く毎日実施される予定であり、やはり医師会の医師の方々が出てこられる、看護師の方が出てこられる、現状としてもなかなか看護師の派遣等も厳しいというふうな中、市町に対してもそういった協力をしていただけないだろうかというふうなお話があつておりまして、市町相談の結果、保健師のほうを派遣するというふうな形になっております。

最終的にどういうふうな人数がどのような期間に派遣をするかということは決まっておりますけれども、前回の場合は1か月に1回か2回、各市町から保健師を派遣するような計画になっておりました。最終的に今回実施される場合は新たにどの期間にどのくらいということは計画を立ててまたお話があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私もよくは分かりませんが、どうもこの制度というのは、地域に保健所の充実があれば、わざわざこういう形でそれぞれ自治体からの職員の派遣までして取り組まなくてはいけないということはないんだと思います。ですから、私はずっと言っていますが、鹿島市に保健所をとというのはこの辺からも出てくると思いますが、以前も保健所をとということで声を上げようじゃないかと市長にも言いましたが、どうでしょう、市長、鹿島市からこういう状況もあるし、これからもどういう形になるか分からないので、保健所を鹿島に持ってくるようにしてくださいという出発をやるうではございませんか、どうでしょうか、まだ前と同じですか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お話の前にか、前提で、どうもトリアージというのを正確に理解していただいているかどうかちょっと気になるので、その話をしておきます。

分かりやすく言いますと、映画なんか、あるいはドラマで大災害、大爆発があったときに、

病院にどっと大勢の被害者が運び込まれてくる、そういう現場はテレビとか映画で御覧になったと思います。そのときに来た順番に治療しては助かる分も助からない、あるいは全体で効率的に命をたくさん助けないといけないということがありますから、日本ではたしか4色だったと思います。黒、赤、それから、黄色、緑の札をぽんぽん来た順番に責任者が乗せていくんですよ。黒は手当てしてもほぼだめよ。赤はすぐ何かしないと命が助かりませんよ。緑は、端的に言うと、何もせんでよか。そういう分類をする、これがトリアージという意味なんです。語源はフランス語なんですけどね。

こういうときに分類するというのは3つの要件があります。1つは分類する人が専門的な知識とそういう高度な判断の能力がないといけない。好き勝手にやったら、不公平になります。2つ目が客観的な判断ですから、後で、ああ、うちは何で赤やったろうとか、黄色やったろうかと言われないようにせんといかん。そして、最終的にはその人がそこに携わる人たちから信頼感がないといけないんです。いいかげんな人と言われたら、この仕事はやってられない。

その組織をつくるためには、大体臨時につくるわけです。常々そういうのはありません。だから、お医者さんもちろんとした人にどこかからか調達せんといかん、看護師さんも全部常にそれをやってられないということを出ていくというのをトリアージといまして、そういう組織をまずつくって、コロナという一種の自然災害に備えようねという話。分かっていただけでしょうか。

大体こういうことをコロナでやろうというのになつたんです。これまではそこに（「それはいいから」と呼ぶ者あり）いやいや、御提案だった保健所つくろう、これにはまず、法律改正からせんばいかんです。制度改正。予算の調達。時間がないですよ。やるのは一番難しいのは、ないところにつくるならまだしも、一旦あったのをどこか元に返してまたつくる。政治と行政に長い御経験がおありですから、こういうものの難しさはよく御承知だと思います。

したがって、その難しさを踏まえた上でやるとすれば、覚悟してやらないといけない。今すぐはとてもできないと思うんです。僕は実現可能性はないと思います。心意気はいいんですよ。あったほうがいいと思う。ただ、だから、それを踏まえて専門家の皆さんがトリアージという方法で早うしようねという話になっているんです。私はそれはそれで一つの見識だと思っています。

したがって、それに市役所がどういう協力をできるかということが今当面こういう事態をしのぐ最もいい方法だと思っています。

なお、検査はPCRだけじゃなくて、抗原、抗体いっぱいありますから、日進月歩進んでいるんです。それを踏まえて適切な判断をしたほうがいいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今すぐ保健所をつくれというわけじゃないですよ。こういうのがないから、こういうことをせんといかんから、今から声を出してつくっていく段取りをするためにということをして以前から言っているわけですよ。もちろん今これをせんとどうしようもないという状況はあると思いますが、そういうのがなかったためにこれを行っているんじゃないですかと私は思います。

次に進みます。時間がありませんので。

次に、災害時の避難場所の確保の問題でお尋ねをしたいと思います。先ほど福井議員も避難場所のことには触れられておりましたけど、7月豪雨、その後の台風、鹿島市にとっては今までに経験のないような被害に襲われたわけですけど、特に今年は熊本やら全国の至るところで大きな被害が起きていたので、みんな非常に心配をしたと思います。特に今回はテレビでも鹿島市が全国放送でもされるような報道がなされましたので、余計みんなが心配したわけです。台風や豪雨が近づいた段階で土砂崩れの注意報とか洪水注意報などが流されましたが、そういう中で、多くの市民の人から、どがんするぎよかろうかと、もしものときはどがんするぎよかなんたというような言葉をたくさんかけてもらいました。

このことで私は思ったんですが、ひどくなる時鹿島市の避難勧告といいますか、ほとんど全世帯、全人口の数字がテレビで流れましたね。それで、私は思いました。7月豪雨のこともあり、こういうのが流れたために、多くの市民が不安な気持ちになったわけですが、何人もの人からお電話をいただいて、どがんするぎよかろうとか、独りで住んどっけんえすかもんなたとか、そういう声がかけられたんですよ。特に台風となりますと、大きな家に住んどつても独り住んどつたら、精神的に非常に不安なわけですね。そういうことで避難所が開設されたわけですが、私は、今回報道された世帯数、人口を見ますと、今度鹿島に設置された避難場所がよかったのかどうかね。幸いいろんなことがなかったからいいわけですが、あれだけのことが流されると、避難場所についてもそれだけの準備が必要だと思うんですよ。

だから、今回の避難場所、災害については、いろいろ検証する部分があると思いますが、特に私はこの避難場所がこれでよかったのかと、今回公的に設置された避難場所と地域と、それから、その収容される人数を考えると、どうだったのかなという感じいたしますが、その辺についてお答えください。要点だけでいいですよ。いろいろは要りません。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、要点だけということでお答えしたいと思います。

御質問の避難場所の数でどうだったかということにつきまして、特に台風10号あたりが直近ですけれども、まず、この避難場所を今回市内16か所開設しております。余裕のある場所もあって、数については一応適切だったかなというふうな判断をしているところですが、人口比でいきますと、鹿島地区は市内の半数の人口が居住されておまして、現地を御覧になって御存じと思いますけれども、特に結果的に「かたらい」が密な状態ということになったことは市としては反省点でございますので、ここは7月豪雨、そして、台風10号についても同様な状態でございます。

この鹿島地区を特に密の状態となる「かたらい」の先ほども答弁しましたとおり分散化を図るために、現在の鹿島地区内の緊急避難場所33か所ありますけれども、この中からあと一、二か所は開設する必要があるということで、今後は柔軟かつ臨機応変な対応策を検討いたしますとともに、鹿島市としても、これまでに経験したことのないような豪雨や台風を経験する中で、あらゆる情報を整理して検討しながら、市民の皆様方の命の安全・安心に貢献できますように、今後も引き続いて全力で災害対応のレベルアップを目指していきたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今お答えありましたが、本当に絶対的に足らなかったと思うわけですが、周りを見ますと、学校とか、エイブル、その他公的施設でも避難ができるようなところがたくさんあったと思います。その近くの人たちは何でできないだろうかというような疑問を持っていらしたわけですが、私はよく考えると、避難場所を設置するということになれば、そこに人的な配備が必要なわけで、恐らく市の職員だけでそれを賄おうというようなことになると、せっかいい場所がいっぱいあるにもかかわらず、できなかったんじゃないかなと思いますが、その辺どうして近くに学校とかなんとかあるのに、エイブルもそうですが、そういう場所があるのに避難場所にしなかったのか、今回定められたところだけだったのか、その辺についてお答えください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、近くに避難所があるのに何でできないかというところでございますが、まず、以前からもそうですけれども、市内の6地区、6拠点、そして、公民館あたりをまず軸にして緊急避難場所は開設をいたします。そして、状況を見ながら、災害の規

模等を事前に気象台とか県等との情報をやり取りしながら、どれくらいの範囲を開設するかというところで災害対策本部の中で協議をしまして、段階的に避難所を広げていくということで、今回台風10号では16か所を避難所として開設したところです。

市の職員の配置の関係で議員も御覧になってどうかなという疑問があられたと思いますけれども、ここは現在の職員の人員の中で災害対策組織の中の部門ごとにローテーションを組んだ中で、工夫を凝らして避難所とか避難現場等の対応に私どもは当たっているところですが、現状、そういう課題が各種出ておりますので、これを想定し、かつ現状、実際出た場合の内容整理をいたしまして、次の災害対応をどうこなしていくか、常に検討は行わせていただいておりますので、しばらくはこの態勢で臨みながら、あと、疑問等が、あるいは苦情等にも対応していけるように市としても頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

こういう災害のときは、いざ、ひどいのが来出したから、さあ、もう少し避難場所を増やさんといかんというようなことでは手ぬるいわけですね。今回だってそうですよね。避難場所に時間的に5時から入ると。5時からどころか、朝から皆さん心配して避難。そういう実情に合わないような状況では駄目だと思うんですよ。だから、避難場所についても、使わないかも分かりませんが、そういうひどいのが来るのが分かっているときは、もっと幅広く避難場所を決めて開設するのが私は当然だと思うんですよ。ピオまで行ききらんとかという人もありますし、いろいろありますが、そういう面で、職員の人員配備とかなんかが多くすれば私は困難になると思うんですよ。だから、そういうのこそ、例えば、地域の自主防災組織だとかいろんなのがあるわけですから、そういうところとかねがね連携を取りながら、もしものときはそこはそこでしてくださいというような形での対応を私はしておくべきだと思うんですよ。今回公的なところだけじゃなくて、例えば、うちの高津原なんかは区がちゃんと公民館を避難場所としてしましたが、そういうやり方はあると思うんですよ。そのところをしていくことが大事。特に地域の自主防災組織なんかもずっと広げていくようになっておりますから、そういうのこそ私は大いに市の御指導をいただいて広げていく必要があると思うんですが、そういうのをすぐ取り組んでくださいよ、どうですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

いろいろ御助言等ありがとうございます。今おっしゃいましたとおり、自主防災組織につ

いては常々、今始まったことじゃないですので、以前から鹿島市内の中でも9割ぐらいの組織率はありますけれども、ここの連携と、あとは今おっしゃいましたとおり、市として一緒になって何をやっていくかというところで、特に災害時の活動の範囲を広げていくというところでは今後も早急に詰めて、何をやるかというのを地元と一緒に取組を進めていきたいと思っておりますし、今回、鹿島地区内で高津原の観覧のほうで鹿島の中で避難所が足りないだろうということで自主的に開設していただきました。本当にこれは市としては感謝を申し上げます。

先ほど私答弁いたしましたとおり、人の問題、あるいは避難所の問題もどうあるべきかというところは課題としては確実に見えておりますので、今後も解決に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、その点、御了承いただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今回の災害ではお一人お亡くなりになって、そして、お二人の方がけがをなされた、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っておりますが、避難所がなかったために、もし人的被害が起きたということになると、そのことを考えると、本当に身の毛のよだつ思いがします。ぜひそういうところについては、より力を入れて取り組んでいただくことをお願いして、次に移りたいと思っております。

次は、子供たちの学びの保障と新型コロナ感染症拡大防止のための少人数学級の実現と教職員の加配についてということで上げておりましたが、今回もコロナが拡大し始めた3月初めでしたか、総理が突然、全国の小・中学生に一斉休校を要請しましたね。まだそんなに広がっていない時期です。それまで文科省は、それぞれの学校、それぞれの自治体の自主性でやってくれ、判断してくれと言われてきた。ところが、突然のそういう一斉休校ですね。そして、これは後で聞きますと、総理は専門家の話も全く聞かないで自分が独自でやったというのが流れましたけど、全国一斉休校の後、いろんなのが報道されておりますが、子供たちの中には一斉休校を喜ぶ子ももちろんいたそうですけど、そうじゃないと、宿題が多い、友達と会うことができない、いろんな問題で子供たちのストレスというのは非常に大きくなったということを聞いております。

また、学校が開校されてもコロナ対策のために周りの人と接触できない、お話も十分できないというようなことで、ストレスも非常に増えた。学校給食だって、真っすぐ向いて食べんばい canyon というようなことで、本当に子供たちも大変な状況だったようです。

そういう中で、先生方も一人一人の子供たちの心のケアが取れないとか、行き届いた手厚い教育ができないというような不満も出てきていたようです。いろんなのに今載せられてお

りますがね。

その一方で、分散登校というのもありましたね。そこの経験としては、一時的に十数人のクラスになって子供の表情がよく分かるようになった、また、一人一人の子供たちのつまづきを丁寧に見られるようになった、行き届いた指導ができるようになったなどの先生たちの声もいろんなものに載せられてきているのは事実です。

この問題についても私は要請書に出しております、そのことについても回答が返ってきております。その回答の中には、今、鹿島市は小学校で1学級25.6人、中学校で1学級平均35.0人ということですが、子供たちに行き届いた教育を進めるという問題と、それから、感染拡大を防ぐということを考えてときに、これでいいとお考えなのでしょうか。もちろん国の基準は小学校1、2年は35人、高校まで40人となっておりますが、基準にはまると言えばそれまでですが、今の現状の中でこれでいいとお考えなのか、お答えください。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

少人数学級の実現と教職員の加配ということがございましたけれども、まず、少人数学級の実現ということでお答えをいたしたいと思います。

先ほど議員の質問の中にごございましたけれども、この小・中学校の学級編制については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律ということに基づきまして、先ほどございましたように、小学校の1年生では35人、2年生から中学校3年生までは40人ということで、この標準を基に県でも学級の人数を決めているところでございます。

先ほどございましたように、現在、小学校は通常学級の1学級当たりの平均人数が25人ということで、この25人というのは既に少人数学級かなと思っております。しかし、中学校につきましては平均35人ということで非常に多いなど。せんだってでも西部中学校の様子を見ましたけれども、非常に教室は密だなというものを感じております。

この少人数学級につきましては、全国の動きの中で、全国知事会、全国市長会、そして、全国町村会の地方3団体からも文部科学大臣へ少人数学級の早期導入と教職員の確保ということで緊急提言をなされたところでございます。

また、8月に国では中央教育審議会の特別部会、そして、政府の教育再生実行会議でも少人数学級を令和のスタンダードとして推進するよう議論がなされているところでございます。

何人をもって少人数学級とするのかというのは非常に難しいですけれども、やはり子供たちの一人一人へ配慮ある目の行き届いた教育をするためには少人数学級の実現は必要だと考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、私ここにコロナウイルス感染症に関する問題で学校の問題の資料を持っていますが、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのがあります。これは文部科学省が出していますが、8.3メートル真四角の教室の広さで40人学級では2メートルどころか1メートルも空けることは難しいということになれば、これは40人学級では感染予防はできないということですが、鹿島市の教室の場合は、私もちょっとそのところを調べておりませんが、大体教室の広さはどれくらいになるんですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

鹿島市におきましても先ほどございましたような国の基準に従った教室の広さとなっております。そこで、レベル1、2の地域では40人クラスの場合、前後が85センチ、横が105センチ空けるということで提言がなされておりますので、それに準じたような机の配置を行っているところでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、空きは45センチとおっしゃいましたね。45センチと（「85センチ」と呼ぶ者あり）85センチと（「前後」と呼ぶ者あり）。文部科学省のあれでは2メートル間隔をとというようなことも出ているわけですから、そういうことなれば、鹿島の場合でも厳しいなという状況がありますが、今後その辺についてぜひお考えいただき、ただ単なる感染症予防だけでなく、少ない人数で子供たちに行き届いた教育という目的からも、それは実現していかなくちゃいけないんじゃないかと思います。

特に今回も加配の先生方もちゃんと配備はされていると思いますが、しかし、何人かのそれだけではどうにもできないということもあると思います。

もう一つお尋ねしますが、ICTの支援員の1名増ということがありますが、ICTは学校での教育ですか、それとも、今、全国のテレビを見ておりますと、休校中にそれぞれの家庭での授業がそれで行われているというようなことが報道されていますが、鹿島の場合、どうなんですか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

ICT支援員を市内では現在2名配置しております。これは各学校でのICT機器の管理、

使い方だとか、あるいは各学校の教職員に対してのいろんな機器の使い方、あるいは資料づくりの手伝いというものをしておりますので、学校での仕事をするということになっております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これからもいろんな問題がコロナ関係は別としましても出てくると思いますので、ぜひ学校では全ての子供に先生方の目が行き届き、教育が行き届くように、また、安全な中で濃厚接触を避けて子供が伸び伸び生活できるような学校生活になるように取り組んでいただきたいということをお願いして次に移ります。

次に、最後の質問になります。佐賀銀行のATMについてということで私はここに通告いたしておりますが、皆さんも御承知のように、市役所の庁舎内にあったATMが突然消えましたね。これまで長い間、多くの市民が利用してきました。これがなくなった後、年金を取りに来た高齢者の方が、今までここでよかったけんが、ほんに便利かったけど、本店に行かんばらんけん、タクシーで行かんばらんばいと、なし閉まったとやろかというような声、そういう幾つかの声を聞きました。また、不便になったのは私たちもそうです。こんなにして会議に出てきているとき、送金とかなんとかせんといかんけど、ATMがあった場合にはそこでできる、時間内に終わらんと、本店までは行けないというような非常に不便な状況です。また、周辺に職場もいろいろありますが、その周辺の職場の人たちも仕事の合間にATMを利用されていたということになります。本当にこれがなくなったことで多くの人たちが今不便を来しているわけですけどね。

まず、お尋ねをしたいんですが、これまでATMはどこで設置をされ、その必要経費というのはどこから出していたのか、お答えください。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

庁舎にあったATMがどちらの責任で設置がされていたかということですが、これにつきましては佐賀銀行のほうから市のほうに依頼がありまして、佐賀銀行の責任で設置をさせていただいており、佐賀銀行のほうでいろいろな保守点検等をしていただいていたところ

です。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、佐賀銀行の責任で設置ということは経費も佐賀銀行からだと思っ止めますが、そういうことですけど、佐賀銀行がどうしてこれを廃止したのかですね。これだけ利用があっている。もちろん市と佐賀銀行の取引もあっている。そういう中で、どうしてこれが外されたのか、その理由は何なんでしょう。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

佐賀銀行のATMが撤去された経緯あたりについて、少し説明をさせていただきたいと思っいます。

先ほど議員おっしゃられたとおりに、今年度の当初にATMのほう撤去をされているんですけども、これにつきましては前年の6月ぐらいに佐賀銀行のほうから来庁されて、文書を持ってこられてATMの撤去に関するお知らせというのが総務課のほうにありました。その後、内容をお聞きした後、総務課のほうから電話で撤去をしない方向で考え直してほしっいということ御連絡をして、7月中にもう一度御担当の方に来庁いただいて協議を行っているところなんです。

結論としては、庁舎にあるATMの設置継続は難しいということでお話しいただいたんですけども、このことを受けて再度10月に文書によってATMを撤去しないでくださいということをお願いをしたところなんですけれども、結論としては同じような設置継続はできないということでした。

今回の協議については佐賀銀行の中期の経営計画あたりを策定されておまして、県内全体ですけれども、その中でATMのネットワークの見直しに着手をされているようです。1日の利用件数とか、月間の最高利用件数、それから、おっしゃるように、ATMの維持には経費がかかりますし、支店とか、出張所、それから、コンビニ等に今ほぼATMが設置されているところなんですけれども、そのATM間の距離なんかを考慮して県内の市町に設置しているATMに係る協議が全体的に進められているという状況にあります。

ただ、浜宿のほうにある佐賀銀行の浜出張所については鹿島支店と太良支店を結ぶ拠点として設置が継続されるということでした。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

結論としては佐賀銀行の合理化のためでしょうね。鹿島だっ取引あるわけだ、市役所だっであるわけですよ。今いろんな動きがありますが、敷地内にろうきんがありますね、ろうきんに移っている人がいっぱいあるんですよ。不便だからですよ。鹿島市も言うてみ

んですか。佐賀銀行と取引せんばいと。ろうきんとすっばいと。いや、私、本当に、今どこだってそういうところは自分たちのもうけのためにしかやっていません、本当に地域の利用者のためにはやっていない、典型的な佐賀銀行の動きだと思いますよ。それに対して市がこれだけ何遍も言ってもやってもらえない。本当にそこまで言うてくださいますかと言いたいですよ。本当市民の人は不便なんです。コンビニにありますけど、コンビニのATMからはお金を送られないんです。これも本店に行かんと送られんとです。そういうふうになっているんです。

だから、今日の佐賀新聞でもどこかが合併して何かをつくる、本当自分たちの内部だけでそういうことをされています。鹿島市の仕事だってそういう銀行だって公的な問題ですから、地域の住民にどう便宜が図られるかというような、そのことを一に考えなくちゃいけないけど、今の社会全体がもうけさえすればよかというような流れですから、ここもそうなんでしょうけど、しかし、絶対許せるもんじゃないと思うんです。ここの市役所の中心にその地域の取引銀行があるということ。本当に今までみんなが十分利用してきたんです。それは取扱いの金額が少なかかも分かりません。しかし、一人でも利用する人があったら置いてとってもらわんといかんわけですよ。これが公的な銀行の役割だと思うんです。

そういう面では、今からでもまた私はお願いしますと言ってもらいたいと思いますが、もう一つ、銀行の窓口は12時から1時までは休みと書いてありますね。貼ってありますね。御存じないですか。貼ってありますよ。12時から1時まで。それから、13時以降は。そして、お隣に行ってくださいと、会計課のほうに行くんでしょけど。確かにそこに働いている人たちは昼休みの休暇は取らんといけないと思いますよ。しかし、昼休みに利用したいと思ってそこに来る人もいるわけですよ。だから、そこは代替の職員を置いてでも私は窓口は開けとかなくはないかと思うんです。会計課のほうに行ってくださいと言うなら、会計課は誰かが一人おらんといかんということになります。その場合は会計課の人は超過勤務か何かでおるんですか。その辺の対応はどうなっているんですか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

税の納付に関して昼休みに来られた方への対応という部分では、税務課のほうは昼休みは職員が当番で窓口の対応を行っておりますので、その点につきましては佐賀銀行のほうに納付書を持って納付に来られた場合に昼休みで閉まっている場合については、税務課のほうの窓口に来ていただいて納付をしていただいているところです。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今回の佐賀銀行のやり方を見て、これまで国が進めてきたもうけさえすればいいというようなものを目の前に見せられて、あっ、こういうことなのかと本当思いましたよ。これじゃ、やっぱりよくないと思いますよね。だから、今言ってもなかなか佐賀銀行は元に戻さんかも分かりませんが、私はそういうことであつてももっと言うべきじゃないかなという気がします。本当にどれだけの人が不便を来しているかということ。わざわざ少ない年金をもらいに来て、本店まで行かんばならん、あるいはタクシーば呼んで行かんばならん、本店までタクシーはワンメーターでは行かんと思えますよね。僅かな年金を取るのに、タクシーで行ったり来たりする。こんなことがありますか。そういう現状が私たちの目の前にもこれまでの国の政治の本当に悪いところが出てきているわけですよね。こういうのに対しては、行政としては市民の立場に立って立ち向かっていただきたいと思えますがね。市長どうですか、今度の佐賀銀行のこういう取扱いについて、市長のお考えがありましたら、お答えください。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えします。

佐賀銀行のATM、窓口まで全部消えたわけじゃないんです、主としてATMですよ。扱については短い期間じゃなくて2年ほどになるんですかね。いろいろ交渉いたしました。結果的に、鹿島だけじゃなくて、県内全部と交渉されたというふうに私自身は承知をしていますけれども、一斉に一定の条件のもとに引揚げをされたということですね。もちろんいつも議員おっしゃるけれども、何か鹿島だけが何か元に戻せみたいな話。議論としてはあり得るんですけれども、実現可能性としては相当難しい。そういうふうに思っております。

あと、代替措置として何ができるか。そこを我々は少し知恵を出していかないといけないのかなと思っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これで終わりにしますが、私は今回コロナ関係に関していろいろと御意見申し上げてきました。市民の暮らしは、まだコロナが収束しない中で、そして、鹿島自体は発症していないけど、その影響というのはますますひどくなってきているのは事実だと思います。そういう面で、本当に市民の人たちがどうしてこれから生活を立てていけばいいだろうかと、商店街にしても年末までもてるだろうかというようなところもたくさんあります。夜のまちも本当に寂しいものです。そういうところはまたにぎわいを取り戻すようにするためには、私たち市民も一丸となってそれに立ち向かう必要があると思えますが、行政としてできる分はぜひですね、大変だと思いますよ、僅かな人数で皆さんの対応をするのは大変だと思います、お

金もかかります。しかし、それをやっつけていかないと、これから先の市民の暮らしは本当に安定できない。これは全ての皆さんの暮らしがそうなんです。ですから、いろいろ今日もありましたが、皆さんたちも思い切って勇気を持って取り組み、県に言わんといかんときは県に言い、国に言わんといかんときは国に言って、市民の暮らしを守る立場に立って行政を進めていただきたい。私はそのことを十分をお願いして今日の質問は終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時55分から再開します。

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。4番議員の杉原元博でございます。通告に従い一般質問をいたします。

最近では秋の涼しさ、心地よさが感じられ、大分過ごしやすくなりました。しかしながら、出口の見えない新型コロナウイルス感染症との闘いは、当分続くかと思えます。鹿島市は、今現在、佐賀県内10市の中で唯一感染者が出ていない地域です。市民の皆様が日頃より感染対策を十分に行っておられること、さらに、行政に携わっておられる市の職員の方々、医療従事者、関係者の皆様の献身的な御努力に深く感謝を申し上げます。今後もしっかり感染対策を行ってまいりたいと思っています。

さて、先般の7月豪雨では熊本県人吉市や八代市、また、福岡県の大牟田市をはじめ、九州各地で甚大な被害をもたらしました。鹿島市においても、断続的に大雨が降り、家屋等の倒壊や土砂災害など大きな被害をもたらしました。被害に遭われた方々の一日も早い復旧を心から願っております。

さらに、今月6日から7日にかけて襲った台風10号も大きな爪痕を残しました。残念なことに、鹿島市内において1名の方が貴い命を落とされました。謹んでお悔やみを申し上げます。

昨年も近隣の武雄市、また、大町町などで大きな被害が発生しており、大雨や台風などの自然災害により、近年は毎年のように甚大な被害をもたらしています。このような昨今の度重なる災害の状況を踏まえ、7月豪雨の被害状況と対策について、最初に質問をします。

断続的な大雨で、いまだ経験したことのない雨量を観測した地区もあり、大変怖い思いをされた方も少なくなかったと思います。新型コロナウイルスの感染対策をしながらの避難に

ついても、避難された方々並びに密を避けるべく避難所運営された職員の皆様も本当に大変だったと思います。

初めに、7月豪雨の被害状況を、農地、農業用施設、道路、家屋等について質問をいたします。今回は、災害関連で多くの議員が質問を予定されており、重複する点が多々あると思いますが、答弁よろしく願いいたします。

次に、大きな2項目めとしまして、ICT活用教育について質問をいたします。

本年2020年度から実施される新学習指導要領において、これまで改訂の中心であった何を学ぶかという視点での指導内容の見直しに加えて、どう学ぶかという教育手法、何ができるかという人間力活用力という視点での教育内容の大幅な見直しが行われています。

さらに、国の方針で新学習指導要領や学校教育の情報化の推進に関する法律、GIGAスクール構想を打ち出し、その中で情報端末1人1台の環境整備など、学校教育の場でのICTの活用促進を強く求めています。このような国の方針の下、学校教育現場ではどのように変わっていくのか、教職員の指導方法がどのように変化をしていくのか、お聞きをいたします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答で質問してまいりますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

農林水産課では、農地・農用施設の被害状況について答弁をさせていただきます。

農地が田、水田が81か所と、畑、樹園地も含まれますが、289か所の計370か所で、被害額を807,300千円と見込んでおります。

次に、農業用施設でございます。水路等は167か所に及び、農道103か所の、合わせて270か所で、被害額を384,900千円と見込み、合計の640か所で1,192,200千円と見込んでおるといところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

都市建設課からは、9月11日現在の市道及び家屋等の被害状況についてお答えします。

7月梅雨前線豪雨による市道の道路災害状況ですが、路線数は30路線、被災箇所数は83か所となっております。

続きまして、家屋等の被災状況でございます。

住家の被災箇所数は、全壊が1件、半壊が3件、準半壊が2件、床下浸水などで準半壊に至らない一部損壊が18件でございます。

なお、罹災申請の必要がなく、市で把握している被災住宅を含めると、市全体の被災件数は82件で、内訳としましては、床下浸水が68件、土砂等の被害が8件、床上浸水が6件という状況でございます。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

私のほうからは、質問の大きな2番目、ICT活用教育について、今後、学校教育の現場ではどのように変わっていくのかという質問にお答えいたします。

今日の社会は、生活のあらゆる場面でICTを活用することが当たり前の中になってきています。子供たちは、これからの社会で生きていくために必要な資質、能力を育むためには、学校生活や学習においても、日常的にICTを活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠となってきています。

今現在、市内の小・中学校において、全ての普通教室に大型の電子黒板が設置されています。既にデジタル教科書等を用いながら音声や動画を視聴したり、児童・生徒のノートを拡大して映し出し発表させたりと、授業において活用をされているところでございます。

また、パソコン室のタブレット端末を用いて調べ学習をしたり、学習の記録を録画して振り返ったりといった学習も行っているところでございます。

さらに、様々な理由で教室での一斉授業を受けることができない生徒に、教室での学習の様子を別教室で視聴できるようなシステムを導入した学校とか、外国の学校とオンラインで交流を行うようにしている学校もあります。

今後、児童・生徒1人1台のタブレット端末の導入と教室の高速インターネット環境を整備していくこととなりますが、これらが整いました後は、一人一人の習熟の程度や特性を把握し、個に応じた学習が展開できると考えております。

また、持ち帰りによる家庭学習、学校に登校できない児童・生徒へのオンラインによる学習支援など、様々な学習活動が展開されることが考えられます。

教職員の指導につきましても、それに合わせてタブレット端末等の情報共有を有効に活用した授業や教育活動の展開が求められてくると思います。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

それでは、7月豪雨の被害状況と対策について、一問一答で質問してまいります。

市内各地で甚大な被害が発生し、被害に遭われた方々は本当に大変な状況で日々過ごされているかと思えます。被災家屋の復旧、宅地内へ流入した土砂などの撤去処理、市道や生活用道路の土砂、瓦礫等の撤去、また、災害廃棄物の収集運搬、撤去等の処理、さらに海岸漂

着物の除去、処分、また、農地・農業用施設の復旧など、多くのところで復旧が待たれています。

これまでに復旧がなされたところもありますが、そのことも含めて、今後の復旧について簡潔に答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それではまず、総務課関係の支援内容として、2点お答えしたいと思います。

まず、1点目としましては、住宅の復旧につきましてですけれども、これは佐賀県から国が定める災害救助法の適用を受けたことによりまして、応急修理を対象となる部分への財政支援を行っております。

その概要につきましては、被災住宅において炊事場や風呂、トイレなど、日常生活を行う上で最低限必要な部分の修繕でございまして、半壊や大規模半壊家屋で最大595千円、床上浸水や準半壊家屋で最大300千円を限度額としまして財政支援を行っております。

また、2点目といたしましては、国や県の補助に乗らない災害復旧に関しまして、鹿島市の単独事業として、宅地内に流入した土砂の撤去時に使用する重機借上料について財政支援を行っております。

これは令和2年7月豪雨のみの緊急対応ということで、国や佐賀県の財政支援が該当しない宅地内に土砂が流入してきた分を対象にいたしております。これは補助対象経費が500千円、その補助率が2分の1で、最大250千円を限度額として財政支援を行っております。

総務課のほうからは以上であります。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

都市建設課からは市道の復旧についてお答えしたいと思います。

市道の30路線、83か所被災しておりますが、そのうち、土木施設災害復旧工事として原形復旧する箇所が18路線、46か所の復旧をする予定でございまして、残り12路線、37か所につきましては、予備費を利用してのり崩れの土砂撤去などの復旧で済んでおりますので、既に対応して完了をしておるところでございまして。

今後の復旧のスケジュールとしましては、9月8日から11日にかけて、国より災害復旧にかかる費用の災害査定を受けましたので、早ければ10月末頃より復旧工事の発注手続きに入りまして、今後、気象条件等の影響があるかとは思いますが、来年3月末の復旧完了を目指して頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

環境下水道課のほうからは、災害廃棄物の収集、運搬、処分につきまして、御答弁をいたしたいと思います。

今回の豪雨では、市内の広範囲で多量の廃棄物が持ち込まれたということから、7月8日から17日までの10日間、大木庭地区にあります鹿島市浄水場予定地に災害廃棄物の仮置場を設置したところであります。

廃棄物の概要といたしましては、家具、畳、木くずなどの可燃物が81トン、金属類などの不燃物、これが14トン、家電製品4トンということで、合計100トンの災害廃棄物が持ち込まれたところであります。

そして、7月末から8月上旬にかけては、県内の最終処分場でありますさが西部クリーンセンター、それと佐賀市清掃工場、有田町リサイクルプラザ、そして唐津市にごさいますクリーンパークさがに最終処分をいたし、近日中に仮置場の原状復旧工事を終える予定となっております。

今回の豪雨に際しまして、被災されました床下、床上浸水家屋の土砂の除去、あるいは家財等の搬出作業につきましては、鹿島市社会福祉協議会、あるいはかしま防災サポーターズクラブ、そして市議会の皆様から多くのボランティアの方々の御協力をいただきました。

活動内容を御紹介いたしますと、活動期間といたしまして17日間、活動箇所数で32か所、延べ人数448名、このうち、市内のボランティアが330名ということでございます。ボランティアお一人お一人の皆様に感謝を申し上げます。

また、災害廃棄物の収集、運搬につきましては、佐賀県環境整備事業協同組合、藤鹿地区環境整備事業協同組合より県内各地の一般廃棄物処理業者様の御協力をいただき、仮置場の運営、そして、防犯対策に至るまで早急に対応をしていただきました。そして、大木庭地区の皆様方には車両の往来、あるいは臭気などが懸念されるにもかかわらず、御理解と御協力をいただきましたことに厚く感謝を申し上げます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、土砂崩壊により全壊、あるいは半壊が認定をされ、解体処分の申請を受けております2件の家屋につきまして、撤去処分の工事を今後実施するという予定となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、農林水産課のほうからお答えをいたします。

まず、海岸漂着物の除去及び処分については、漁港全体で1,060立米で、環境省による海岸漂着ごみ緊急対策事業及び県の単独事業でございます。漁港海岸漂着ごみ緊急対策事業により対応済みで、まだ一部土砂撤去が残っているものもございますが、対応を行っておるところでございます。

次に、農地・農業用施設の復旧について、国の災害復旧事業の対象とはならない箇所の復旧事業は、地元の方々の早急な対応及び復旧作業等の協力を得て、市単独事業の重機借り上げで対応をいたしました。

今回、7月豪雨災害が激甚指定をされましたが、640か所を7月までに現地確認し、鹿島市における査定を8月中旬までに終了いたしております。

なお、地元には自己負担が伴うため、現在、災害復旧事業として申請するかの意向確認をしているところでございます。

今後、測量、設計業務委託を9月中までには契約完了し、10月までには設計を完了するとともに、並行して出来上がった順に査定設計書を市職員が作成し、並行して国による災害査定を12月までに終わらせなければなりません。

また、並行して増高申請を翌年1月までに行うなど、タイトなスケジュールとなっております。

なお、復旧工事は来年1月から施行予定で、例年であれば翌年度の梅雨前までには復旧工事を完了し、水稻の作付に間に合うように行ってきましたが、本年度は優先順位を施設から田、そして畑ということで順次発注を行い、災害復旧事業で定められた3か年間、これは令和4年度までになります。での復旧工事実施となる見込みでございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

かなり大規模な復旧工事作業になるという、そういうふうなことでございます。また、これまでボランティア等で活動いただいた皆様、社協の皆様やかしま防災サポーターズクラブの皆様はじめ、多くの関係者の方々に復旧に携わっていただき、大変感謝申し上げます。

今月の6日の夜から7日の朝方にかけて台風10号が接近し、鹿島も暴風圏内に入り、猛烈な風が吹きました。事前の気象情報などにより、多くの方が台風対策をされたと思いますが、豪雨災害に追い打ちをかけての今回の超大型の台風でした。今後の台風や豪雨などでのさらなる二次災害も懸念されますので、早急な復旧を願っております。

度重なる災害対策として、避難情報の在り方等についても今後議論をしていく必要があると思います。災害が発生するおそれの段階で、災害対策連絡室、そして、今回の台風10号のように暴風域に入るおそれがある場合や、土砂災害警戒情報が発表された場合などに災害対策本部が設置をされると思います。このように設置の基準が決まっているかとは思いますが、

被害を最低限にとどめる、そして、人命を絶対に守るという観点から、災害が発生するおそれの段階で災害対策本部を設置することを今後検討できないか、答弁を求めます。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

災害対策本部の設置のタイミングにつきましてですけれども、これにつきましては、鹿島市地域防災計画がございまして、その中で風水害や地震、大規模火災、原子力災害など、これらに対応する基準がございまして、風水害と地震がこの中の主な判断のタイミングになると思われま。

まず、風水害につきましては、判断の基準として、市内の主要4河川の水位観測所設置河川である塩田川、中川、鹿島川、石木津川が氾濫危険水位を超えて、引き続き水位が上昇するおそれがある場合、そして、市内が台風の暴風域に入った場合、または暴風域に入るおそれがある場合、そして、市内に、先ほど御質問の中にありました土砂災害警戒情報が発表された場合でございます。

次に、地震につきましては、市内で震度4以上の地震が発生した場合でございます。

この中で、議員御質問の災害が発生するおそれの段階で設置できないかという御質問に関しましては、今、御答弁いたしましたとおり、災害対策本部の設置基準、このタイミングの中で、以前より災害が発生するおそれの段階で災害対策本部の設置は行っております。

今回、この対策本部の運営に当たりましては、市議会のほうからも大変御多用の中、角田議長、松田副議長が災害対策本部の同席によりまして、市議会と市の両輪で取り組む情報共有のほうに非常に御助言、御協力をいただきまして感謝いたします。加えて、国土交通省、自衛隊、県、消防団の応援も受けることができましたので、今後もこの体制は引き続き行いまして、より一層レベルを上げつつ、近年の予測が大変難しい大規模自然災害に対処すべく、関係組織の御協力の下に臨機応変に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

7月豪雨の際は、避難勧告が出た時点で避難しようとしたけれども、家の外は濁流の状態でも避難できるような状況ではなく、仕方なく家の2階で過ごしたという方もいらっしゃいました。一步間違えば人命に関わる問題です。今後も甚大な被害をもたらす災害が頻発するおそれがあります。避難勧告、そして、避難指示を出すタイミングについても、よく検討をしていただきたいというふうに考えております。

それから、避難状況についてですが、市民交流プラザ「かたらい」をはじめ、多いときで750人を超える方々が開設避難所に避難をされております。そして先般、台風10号の際には、およそ570世帯の1,200名ほどの方が市内16か所の避難所に避難をされておりました。コロナ禍の今、3密を避けるために避難所の設置や運営に当たっては、準備等も含めていろいろ大変だと思っております。コロナと向き合う中での避難状況と今後の避難所設置、運営について、お伺いいたします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

コロナ禍での避難状況と今後の避難所設置、運営ということでの答えをしたいと思いますけれども、ちょっと段階的な内容になりますけれども、まず、災害の数日前の対応につきましては、各避難所の責任者等の職員を集めて、今回、コロナ対策を含めた避難所運営のミーティングを行っております。内容といたしましては、実際に避難所に向いて、避難者の受付時の検温、体温チェック、マスク着用の方向性、消毒液の準備等、あとは感染関係で特に多いトイレとか避難部屋等に対する消毒や社会的距離、いわゆるソーシャルディスタンスの確保、その他に問題発生時の連絡体制のシミュレーションを行っております。

次に、災害が発生する直前と発生時ということでの内容ですが、今回、7月豪雨においては、特に大きな課題となりましたものとして、想定以上の避難者が一気に来られて、ソーシャルディスタンスが保てなかったという部分がございますために、これは反省すべき点として検討は早急に行う必要があると、実際、今、現状も行っております。

最後に、今後の避難所の設置、運営についてでございますが、この点について、災害のたびにいろいろな課題が出てきております。実際、今後も出てくると思いますが、これについては、随時、精査、検討を行った上で対応はしてきておりますし、今後も必要性は当然あります。しかしながら、近年は本当に数十年に1度という、あるいはこれまで経験したことの無い予測不能な大規模自然災害が毎年、全国各地で発生しておりますので、ここは被災の先例地等のこれまでの情報の収集とか、あるいは国等と綿密に連携を取りながら、また、特に市民の皆さんの御意見を踏まえて、一気に解消ということまでは至らないにしても、各種課題を可能な限りスピード感を持って行動に移して、災害対応や避難所の対応に努めていきたいというふうに判断しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この大変な状況の中で、避難所の準備から運営に当たっておられることに心から感謝をしたいと思いますが、市民の皆さんから、いろんな避難に当たってのことを相談もたくさんございます。避難状況が今どうなのかと、例えば、「かたらい」はもう避難者がいっぱい、次はどこに避難すればいいのかとか、そういったタイムリーな情報が欲しいとかといった御意見もたくさん頂戴をしました。先ほど福井議員からも同様の質問がございましたので、割愛をさせていただきます。

次に、鹿島市防災マップ、こちらのほうですが、（資料を示す）今年の3月に作成をされて、4月頃に市民の皆様全世帯に配布があったかと思えます。立派な防災マップというのができておりますが、現状、なかなか市民の方に浸透していないというところも感じております。

これはやっぱりいろいろ読んでいきますと、最初には警戒レベル、それに伴う避難行動について等の記載がございます。それから、2ページ目には非常用持ち出し品リストとか家庭での常備品なんか、非常に役に立つ情報も記載をしてあります。

また、5ページから7ページにかけては、洪水や土砂災害、高潮についての記載があって、その後、10ページ、11ページは地震、津波に対する備え方等についても詳しく記載をされております。

さらに16ページ、この16ページには、現在、市の指定避難場所である33か所の一覧表も載っておりますので、こちらのほうも再度確認していただく必要もあるかと思っております。それから、各避難所の地図も分かりやすく拡大して、どこにどういう避難所があるかというのも分かりやすくなっております。

こういった防災マップですね、作成して配布して、以上、終わりではなくて、ぜひこの防災マップを市民の方にもっともっと活用していただく必要があるんじゃないかなという気がしております。もちろん、よく読んでいただいて活用していらっしゃる方も多いと思いますが、私がいろんな方と話す中では、この防災マップが来たというのは知っているけど、あ、どこに置いとったかなとか、たしか探したぎ電話帳の横になおとったとか、いろんな方がいらっしゃいます。意外と意識が低いといいますが、そういった方も中にはいらっしゃるようですので、せっかくこういった防災マップというのができていますので、もっと市民の皆様を活用していただけるような周知の徹底をぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

防災マップです。本当に今日持ってきていただいて、市民の皆様への周知ありがとうございます。

います。

御質問の中で、防災マップをさらに周知という論点だと思いますけれども、この防災マップにつきましては、今年度の初めに区長会、市報、ホームページ等を通じて、周知は既に行っているところがございますけれども、各家庭においては御活用をさせていただいて、よかったという声もいただいておりますので、この中では先ほど御紹介いただきました災害の種類、避難情報、洪水、土砂災害のハザードマップ等を掲載しております、この防災マップから情報を確認していただいてもいる状況です。今後も同じく区長会や地元説明会、市報等を通じまして、防災マップの内容については、周知を継続していきたいと思っております。

以前はこういうA4冊子形式ではなくて、前に作った分については、これくらいの大きな地図のような形で両面で鹿島市全体の危険情報を掲示しておりました。防災情報もそうですけれども。非常に見にくいということで、ほかのまちですね、先例地あたりを確認しまして、冊子形式が非常に多かったものですから、今回こういう冊子で、各種情報を取り入れております。ちょっと薄いという点もございますので、そこら辺は工夫を凝らしていただいている一つの例として、ここに穴を開けていただいて、ひもを通して、電話帳なり目のつくところに下げているケース等もございますので、そこは家の中で、各家庭でどういうやり方が一番常に見られるかと、緊急時に見られるかということで、常日頃ですけれども、工夫を凝らして活用していただければ、市としても事業化して作成したかがあると思っておりますので、今後とも、これは周知も含めて皆さん方の御活用を、この場を借りてお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

各家庭におかれましても、リビングなど家族が一番集まりやすいところに置かれるとか、そういった工夫も必要じゃないかなと思っております。

また、例えば、出前講座なども必要に応じてやっていただければというふうに思います。地元の区長さんとかといろいろやり取りをされながら、なかなか一遍には難しいでしょうから、今回特に豪雨で被害が多かった山手辺りを最初にやっていくとか、そういったことも今後検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

今年のこの2020年は、新型コロナウイルスとの闘い、さらに追い打ちをかけて7月豪雨災害、その後の台風直撃など、命の危険と隣り合わせで、私たちの日常生活を脅かす働きが強い年であると感じております。樋口市長は、常日頃から安全・安心なまちづくりと言っておられます。災害に強いまちとして、防災拠点である新世紀センターの建設、そして、各家庭への防災無線伝達システムの整備などをやってこられました。このことは近隣のほかの市町

と比較しても、大変すばらしいことだと思っております。

防災無線では、行事の開催や中止などもろもろの連絡、また、各種詐欺などへの注意喚起、火災状況など、多くの情報伝達が上がっています。ほとんどは録音による連絡で、それはそれでよいと思いますが、今回の7月豪雨などの災害時は、緊急を要する内容です。市長はお盆の帰省往来の件で、自ら防災無線で呼びかけられました。市長自らの生の声で放送があってよかったと、ほかの議員や多くの市民の方の声もあります。ここぞというときや災害が差し迫っているときなど、緊急を要するときは、市長自ら発信をしてもらいたい。市民の命と財産は俺が守るとの強い思いを市民の皆様にご訴えていただきたいと思っております。

全国各地で災害により貴い命を落とされている状況に直面し、残念でなりません。災害で命を落とすような悲しいことのない社会であってほしいと思っております。被害をなくすことはできませんが、防災・減災の取組で少しでも被害を減らすことはできます。人命を最大に尊重する公明党の議員として、今後の災害対策について樋口市長にお伺いをいたします。災害時での災害対策本部の早急な設置や防災無線での呼びかけなどを提案してきましたが、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名がございましたので、私からお答えしたいと思います。

本日も各議員の皆様から、コロナとか災害をめぐっていろいろと御提言なり情報、御指摘をいただいています。ありがたいことだと思っております。お話がございましたように、最近、全国的に自然災害が多発をしている、これはもう説明も要らないと思います。そういうこともございまして、ちょうど一月になりますか、8月末に佐賀市で東京経済大学の名誉教授であられまして、そういう災害対策の御専門家の吉井さんという方のセミナーが開かれました。私もぜひということで参加をいたしまして、特に鹿島の場合は、佐賀県で唯一、激甚対策の指定に、当時はまだ、その日になったんですね、現実には言いますと、8月28日付だったと思いますから、日付としては、ぜひ鹿島の市長しゃべってという話がありましたのでお話ししました。

内容は、長い時間の話ですから限定的に話をしますと、1つは、私自身の心に響くこと、あ、そういうこととか、納得させられることの、そういうグループの話が1つ。それから、もう一つは、我が意を得たりといいますか、やっぱりこんなことをやっていたよかったねと、大きさに言えばこの日のためにやっていたみたいなお話、2つ、ちょっと御紹介をしたいと思います。

1つは、我が意を得たりといいますか、お話がございましたように、対策本部の設け方、それから、運営の仕方、どこでやるか、そういう話がありました。一番分かりましたのは――

分かりましたといいますか、そうだと思いますのは、本部長の不在が一番いかんと、過去、数事例以上に本部長がいなかったとか、指揮が取れなかったという実例があつて、失敗した事例、この先生、いっぱい事例を知っておられますから、失敗事例をお話しになりました。私自身でいいますと、災害対策本部には全て出席は当然いたしておりますし、ヘッドは私でございます。

なお、こういうこともあろうかと思つて、若干自慢げに言えば、私の自宅は七浦にあるんですよ。ところが、間に合わない、遅れた、そういうことがあつては絶対いかんということで、ポケットマネーで間借りをいたしております、この近くに。何かあつたらすぐ駆けつけられるということでございまして、参加できないとか、遅れるということはほぼあり得ないということでございます。しかも、今回の豪雨では、七浦の自宅も実は床下浸水になりまして、あそこにいたら、ひよっとしたら来られなかったかもしれないと、市内に部屋を借りていてよかったなと思つておりました。

そして、さっきお話ありました新世紀センター、ある意味で設置以来、本格的にその力を発揮したのは今回初めてでございますが、自衛隊の方とか、消防の方とか、国土交通省の方とか、県とか、いろんな方が一堂に会して同じ画面をリアルに見ながら判断をする、意見を交わすということができて、本当にそういう情報の交換がうまくいったらと思うところでございます。

あと、先生の御指摘で、改善したほうがいいかなとか少し気をつけないといけないかなと思つた点がございましたので、そこを少し御紹介しておきますと、1つは、避難所は、避難所をつくったから終わりじゃないと、そこがうまく機能したかどうかということが大事なことですよと、今回いろいろ御指摘ございましたように、総体は合っていたけれども、特定のところに集中してしまったという話が1つですね。今回はまあまあ大雨ではなかったものですから、せっかくお見えになったけど、よかつたらあちのほうに行ってくださいとか、そういうお話ができた方もございました。これがしかし大雨の中だったら、せっかく、ある意味でたどり着かれたのに、今からまた違うところに移ってくださいというのは、これは人命の見地からいったら危ないことこの上ないと、そういうことはしてはいけませんよという話とか、それから、一番みんながそうだなという、聞いている人間が思いましたのは、避難の情報、避難の勧告指示とか、そういう情報の発信は、空振りでもいいから思い切ってやったほうがいいと、後で当たらなかったと文句言う人はいないはずだと、そういう話がございました。

そういう範疇で反省を込めていいますと、例えば、今回5時なら5時、4時なら4時に避難所を開くと、ここですよと言つたんですけれども、今回、皆さん御心配されました。テレビ、その他で物すごい発信がありましたから、その数時間前からお見えになる。そうすると、準備ができていなかったということもございます。したがって、どういう状況で避難所を開

設するかという判断、そのときのその避難所でどういう準備をしておけばいいか、装備だけあればいいのか、それとも、受付の人間とか、今回の場合は特に通常の避難と違わせて、体温を測ったりなんかするという手間があったのは事実です。これはもう人海戦術しかない部分もありますから、そういうことの手順を、もう一回見直すというようなことを整理しないといけないなということでございます。それ以外にも、現在、修正できるところ、反省すべき点は、かなり担当のところは積み上げているのではないかと考えております。

あと、肉声で呼びかけるという話がありましたけれども、これはお盆のときは、おっしゃったようにひよっとしたらこれが鹿島での感染のきっかけになるかもしれないという心配があったので、ある意味では映画の題名でいいますと、今そこに危機が来ているという実感があったものからお話をしたんですが、関係の皆さんのいろんなことで気を配っていただいて、頑張っていて、何とかしのいだという形ですよね。したがって、やる、やらないよりも、そういうここぞというときの判断、これはしっかり、それこそ本当に気を入れてやらないといけないと思います。そのときは私自身が肉声でやるのか、もっと声のいい人がいるからいいのかもしれませんが、それはそれとして、機械的な、今、発信しているような声ではなくて、もっと緊迫感のあるような情報連絡、それを1回じゃなくて、場合によっては何度も、事態の展開によってやらないといけないかもしれません。それは十分頭に入れておかなきゃならないなと考えております。

ピックアップしたことだけですけれども、実は大変な吉井先生からは御指摘をいただいております。それは十分これからの災害対策に生かしていかなくちゃならないと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

答弁ありがとうございました。まだまだ聞きたいこともあります。この後、災害について多くの議員の方も質問予定されておりますので、以上で1項目めの質問を終わりたいと思います。

続いて、2項目めのICT活用教育について、一問一答で質問してまいります。

ICT、いわゆる情報通信技術とは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報端末やインターネット等を利活用した教育手法が世界各地で導入されつつあります。電子黒板などの大型装置や情報端末、教育情報システム、ネット環境の整備、デジタル教材の開発など、ICT活用教育の実施に必要な環境整備は、ここ数年で飛躍的に改善をされ一般化しつつあります。

国の方針を受けて、鹿島市も市内全ての小・中学校の情報教育施設整備事業として、小学

3年生から中学生まで、1人1台の端末タブレットの整備及び校内のLAN整備を今回の一般会計補正予算に計上され、先日の議案審議で可決をしております。教師主導の紙教材と板書に代表されるこれまでの教育と比べて、ICT活用教育を推進していくことで、具体的にどのような教育効果、成果が得られるのか、お聞きをいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

ICTを活用することで、具体的にどのような教育効果、成果が得られるのかという質問でございます。

ICT機器を用いた授業における具体的な教育効果の例として、幾つか説明をさせていただきます。

まず、1つ目ですけれども、インターネットを使った調べ学習が容易にできるということで、例えば、理科、社会、総合的な学習の時間等の調べることが、いろいろと多様なことができるということで、特に最近、教科書のほうがICT対応ということで、QRコードのほうが表示されておりまして、それを使ってQRコードを読み込むことで、補足資料等をさらにまた見ることができるというような使い方もできるということになります。

次に、一人一人の理解の進度に応じたドリル学習が可能になると、先生にとっては、一人一人の理解度の分析が容易にできるというふうな効果もあります。

次に、ICT機器の特性でありますカメラとか録画機能を用いた観察、それから、振り返りの学習が可能になるということで、例えば、理科の観察の実験とか、体育や音楽での実技の録画した振り返り等が可能になってくるということになります。

次に、ノートの代わりにタブレットに書き込むことができるということで、これは発表の資料だったりとか保存して考え方の振り返りができるなど、そういった使い方ができるということになると思います。

それから、先生が作成した教材とか児童・生徒の学習の成果物を印刷せず、そのままその場で使う、配布したりできるということで、それをまた大型電子黒板のほうに映し出しも可能というような使い方もできるし、また、それをデータとして保存とか複製、編集をすることができますので、さらにそのものを使って次につながるような学習活動が可能になるというようなこともあると思います。

そのほか、幾つか様々な効果も期待、使い方もあると思いますけれども、いろいろな可能性を秘めております。こういった使い方によって、タブレット端末の特性である情報収集、視覚、聴覚に訴える機能などにより、児童・生徒の興味、関心を高め、学習意欲と理解力の定着につながると考えております。

このような学習活動を通して、情報を調べるのに基本的な操作技能を身につけて、これか

らの高度情報化社会を生き抜くための情報活用能力、情報収集、整理、企画、発信、伝達する力を身につけたりしていくことが期待できると考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

詳細に説明をしていただき、ありがとうございます。これからもICT教育の特性をよく理解して、操作に習熟するだけでなく、指導の効果を高める方法について、絶えず研究をすることが求められてくると思います。児童・生徒の学力向上につなげていくために、教職員に対する研修なども実施をされる予定があるのか、教育の情報化、ICT活用教育のための教職員のスキルアップの今後の計画について、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

教職員に対するICT教育の利活用についての研修、スキルアップについてというお尋ねでございます。

今回、全国的にGIGAスクール構想の推進の下に、タブレットの導入等が一気に進んできている状況でございます。県内においても、一部の市を除いて、ほかの市町についても、同じように今回整備を進めていく中で、急速にそういった利活用についての課題が出てきている状況でございます。

そういった中で、県教育委員会主催で授業でのタブレット端末の効果的な活用方法等について、研修を行ってもらうようお願いをしているところでございます。そういったことを基にして、各学校で校内研修を実施してスキルアップをしてもらいたいということを考えております。

具体的な授業での活用方法については、校内での研修を充実させるとともに、市内の小・中学校における実践事例や作成した教材の共有を図りながら、先生方に様々な活用方法を紹介するとともに、抵抗なくいつでも端末を活用した授業を行うことができるよう進めていきたいと考えています。

このようなことがスムーズに進んでいくように、ICT支援員の配置などのサポートも行いながら、教職員のスキルアップを図っていきたいと考えているところです。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

最近、コロナで連日のように全国的にもいまだ多くの感染者が出ているような状況であります。なかなか出口の見えない新型コロナウイルス関連の問題に伴い、一気にこのところ

る注目度が高まってきたのが遠隔教育だと思っております。最近のコロナ禍の中で、企業や各種団体においてはZoomを使ったオンラインや仲間内ではリモート飲み会など、社会的な変化も起きてきております。

教育の現場においても、今後、授業の中で遠隔システムを活用した遠隔授業が効果を発揮していくための基盤整備の推進が求められているかと思えます。学校へ行きたくても、なかなか行くことができない不登校の児童や生徒、学校に行っても教室には入れず保健室などに行く児童・生徒、さらには、入院など長期の病気療養中の児童・生徒に対して、あるいは自宅学習における児童・生徒の学習保障という場面で、遠隔授業、遠隔教育が重要な役割を果たすことが想定されます。今後の本格的な遠隔教育に向けての市の考え、取組をお伺いいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

遠隔教育に向けての考え方、取組ということでございます。

インターネットを利用することで、家庭、遠隔地など、学校以外での様々な場所での学習が可能になっていくことは考えられます。今回の新型コロナウイルス感染症対策の一斉休校のような状態の中で、学校に集まることができない場合の家庭でのオンライン授業とか、どこかの施設を活用したそういった遠隔授業というところ、それから、ほかの使い方として、先ほども事例として申しましたけれども、海外の学校との交流活動とか、そういったことも可能になってくると考えます。学校外の専門家によるインターネットを活用した講義など、多くの可能性も秘めていると思えます。

その中でも、様々な理由で学校に登校できない、教室に入ることができない児童・生徒にオンラインで授業を行ったりとか、やり取りをしたりといった活用方法も考えられます。実際に現在も西部中学校では、学校で行われている授業の様子を別教室のモニターで見ながら学習を行うといった取組を始めているところです。教室に入ることができなかった生徒に対しても、学びの機会を保障し、また、教室での授業の様子をモニター越しにはありますが、そういったものを直接リアルタイムで見いただくことによって、教室に戻ることの抵抗感を減らしていくなどの非常に効果的な面もあると考えております。

こういったことから、このような遠隔授業については、全ての児童・生徒への学習、学びの機会の提供のために非常に有効な手段の一つであることを考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

最近は、コロナで連日のように全国的にもいまだ多くの感染者が出てこのICTを活用した遠隔授業ですね、非常に便利で有効な教育手段だとは感じております。ただ、一方で少しばかりちょっと気になるというのが、このことを隠れみのにするというのが少しだけ怖い部分もあります。本来は学校に行って友達と会う、そして、教職員が児童・生徒に向き合って授業を行う、これがやはり本来の姿ではないかなと思っております。やむを得ず病気とかで療養中の子供とか不登校の児童に対しても、1人も取り残さない、こういった遠隔教育というのが非常に便利なことは分かっておりますが、ほんの少しだけ、これを隠れみのにするものがないような、そういった取組も今後必要ではないかなという気が少ししてしております。

次に、先ほど申しあげました不登校児童・生徒、それから、病気療養中の児童・生徒たちも含めて、誰一人取り残さないGIGAスクール構想について質問をしたいと思っております。

この定義は、児童・生徒向けの1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想ということです。この国の指針を受け、新たな教育の実現に向けたGIGAスクール構想を、鹿島市として今後どのように進めていくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

GIGAスクール構想を市としてどのように進めていくかということでございます。

GIGAスクール構想、先ほど言われたように、そのためには1人1台端末と教室における高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備、それから、ICTを利活用した学習活動の一層の充実が必要ということを考えております。

まず、端末の整備につきましては、令和4年度までに市内の小・中学生の全てに1人1台のタブレットが使えることを目指しているところです。今年度は、小学3年生から中学3年生まで、それから、教師用ということで、2,023台のタブレットを購入することを、今回補正予算で認めていただいております。

それから、小学1、2年生につきましては、現在、学校のパソコン室に整備をしておりますタブレット端末を利用しながら、令和3年度と4年度にかけて順次1人1台の整備をしていくことを考えております。

それから、各教室でタブレットを使用した学習が行えるように、今年度、教室の通信環境の整備を行うようにしています。内容は、現在、電子黒板用として各教室につながっているネットワークの高速化対応ということで、普通教室、特別教室266室のWi-Fi環境の整備を予定しております。タブレット整備とネットワーク環境の整備でハード面の環境は整い

ますが、より重要なのがソフト面として、先ほど答弁でも説明しました教職員 I C T活用教育のスキルアップということになってくると思います。この点についても、しっかりサポートすることが必要だと考えています。

今後の課題としましては、タブレット端末につきましては、一旦導入しますと約5年から6年の中で更新の時期となります。今回は国の補助金を活用することができておりますが、今後の更新時の整備費の手当については、国の支援についてはまだ不透明ということになっています。

それから、先生方の I C T活用教育のスキルアップに向けた専門的な指導や技術的な面でのサポート体制が、今まで以上に望まれることになると考えています。こういった点については、県や国に対しても財政的な面も含めて要望を行っていくということが必要だと考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今答弁いただきましたように、私もこの件については、今後しっかり財政的な面も含めて、国や県に要望を行っていくことの必要性というのを感じております。

先ほど、前の議員の質問で、教育長がちょっと答弁をされていましたが、現在、I C Tの支援員が鹿島市には2名いらっしゃるということでした。今後、この I C T教育が進む過程において、果たして今の I C T支援体制で十分なのかというのは、非常に疑問を感じるところでございます。隣の太良町においては、全小・中学校で週に4日程度、I C Tの支援員が学校現場に行っておられます。また、武雄市においても早い段階から I C Tの支援活動についての体制の整備が整っております。

今後、鹿島市において、I C Tの支援についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

I C T支援員についてのお尋ねです。

先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、現在、鹿島市においては I C T支援員2名配置をしているところです。それぞれ学校現場のほうになりますけれども、具体的な内容としましては、学校における電子黒板やパソコン等の情報機器に関する操作の設定とか、先生方、子供たちの相談を受けて支援を行っているということで、機器の接続とか設定、それから、不具合の修正、アプリケーションのインストール、それから、学校で使用されている各種様式等の作成支援とか、学校のホームページの更新の支援など、様々多岐にわたって

の支援を行っているところでございます。

それぞれの各小・中学校を毎週1回、1日7時間ですね、それぞれ作業をするような対応をしておりますが、西部中だけは規模が大きいので、週に2回、対応をしているところでございます。

こういった支援を行っておりますけれども、今後、タブレットの導入、ICT教育が進むにつれて、さらにそういったハード面、それから、先生方の使い方とか、いろいろなそういう面での支援がさらに必要になってくると思いますので、そういった対応が今後望まれる、必要になってくるということを考えております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

ぜひこのICTの支援体制については、よろしくお願ひしたいと思ひます。具体的な支援体制が分かれば、またそのときに教えていただきたいなというふうには思っております。

今の子供たちが社会人となる今後10年から20年程度で社会の経済構造が大きく変化をしていく可能性があります。将来の変化を見据えた新たな教育スタイルへの移行が、まさにこのときだと感じております。10年先、あるいは20年先には、半数近くの仕事が自動化される可能性が高いと見る大学の教授や、人工知能の発展で2045年以降は、人間の脳では予測不可能な未来が到来するという学者もおられます。

そうしたことから、今、学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないか、人工知能の急激な進化が人間の職業を奪うのではないかとといった不安の声もあります。

これまで教育制度、教育改革の節目として大きく3つ挙げられると思ひます。最初が1872年、明治5年の近代日本の教育制度の確立です。次に、1947年、昭和22年に教育基本法が公布された戦後日本教育への移行です。そして、2006年、平成18年に改正教育基本法が公布された平成の教育改革です。そして今、4つ目の改革の時期を迎えているような気がしております。

最後に教育長にお伺ひします。GIGAスクール構想、今後のICT活用教育を鹿島市としてどのように進めていくのか、先ほど教育次長のGIGAスクール構想の答弁と重なるところもあるかと思ひます。子供たちの将来を見据えての教育長の思いをお尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

まず、GIGAスクール構想の実現へ向けて、今議会で約230,000千円の補正予算を可決

いただきましたことにお礼を申し上げます。

先ほどまで教育次長が答弁をいたしましたけれども、この教育の情報化というものの狙いですね、これは大きく3つ、法令も昨年出されましたけれども、大きく3つ挙げられると思います。1つは、学習指導要領にもございますように、情報活用能力、これをいかに育成していくかということにあると思います。また2つ目は、教職員がこのICTを活用して分かりやすい授業、あるいは個に応じた授業、先ほどから出ていますように、いろんな遠隔教育を含めた配慮のある授業を進めていくこと。3つ目は、これは忘れがちなんですけれども、公務の情報化ですね、これは教職員の働き方改革とも関わりますけれども、鹿島市でも本年度、公務支援システムを導入いたしました。このICTによって教職員の負担軽減を行い、子供たちと向き合う時間を増やしていくというのも大きな狙いがございます。

さて、タブレット端末1人1台ということが話題になっておりますけれども、こういった機器の環境整備というのは、もちろん重要です。しかし、これらはあくまでも教育を行うための道具であり、使うこと、使いこなすこと自体が目的ではございません。使う側の教職員や児童・生徒が教育目標達成のために、いかに効果的に活用するかということが大切になってきます。

また、不易と流行という言葉がございますけれども、これからの時代は情報活用能力が求められておまして、ICT利活用の教育を推進していかなければなりません。まさに今、流行に後れてはならないと考えております。

しかし、それと同じように不易の部分も重要でございます。視覚、聴覚中心の機械からの学びだけではなくて、人間として五感を通して学ぶこと、これも非常に大切でございます。本物に触れたり、直接体験の活動をしたりして、まだまだ学ぶことはたくさんあると思います。義務教育の目的は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことが目的でございます。不易と流行をしっかり見極めて、これからの時代を生きていく鹿島の子供たちに必要な資質能力を図るために、このICTの利活用を推進していきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明30日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時16分 散会